

令和8年第2回定例会（6月9日招集）

嘉 島 町 議 会 会 議 録

令和8年第2回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和8年6月9日（火曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（10名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
		9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（1名）

4番 齊藤進

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	江上知男
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	石坂英一
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
水環境課長	吉本博志
企画情報課長	藤本賢二
都市計画課長	河原和幸
学校教育課長	中富喬弘
社会教育課長	西本幸弘
会計管理者（兼会計室長）	下田雅文
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 増永貴士

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 報告第3号 令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第4号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第5号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第7 報告第6号 専決処分の報告について

嘉島東小学校校舎増築他工事請負変更契約の締結について

日程第8 議案の上程及び提案理由の説明

1 議案第34号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第3号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について

2 議案第35号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第4号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

3 議案第36号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

4 議案第37号 嘉島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

5 議案第38号 東部台地土地区画整理事業擁壁設置工事（1－1工区）その1請負契約の締結について

6 議案第39号 令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） 皆さんおはようございます。梅雨の時期になりました。今年の梅雨は昨年より18日遅れということですが、梅雨入りは例年通りの6月に入りました。また6月に入りまして、すぐ台風6号の接近により、南九州の方々はかなり被害が出たようですが、これから先、線状降水帯などいろいろな雨季の時期に入ってまいります。執行部また議会の皆様方も十分に注意されて、今後の雨の動向に注視していただきたいと思います。

また本町におきましても、麦の収穫も無事に終わりました。次の田植えの準備に農家の方々は忙しくされているかと思いますが、本日も無事に全員の方々に出席をできまして、議会を開催することができます。

直ちに議会を開きます。ただいまの出席人数は10名です。定足数に達していますので、令和8年第2回嘉島町議会定例会を開催します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、7番 満田 和浩議員、8番 増岡 司議員を指名します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 会期の決定

○議長（境野隆文君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議長報告

○議長（境野隆文君） 日程第3 議長報告となっております。

議長の概要につきましては、お手元に配付のとおりです。一部事務組合議会報告及び4月に実施された随時監査及び3月から5月までの例月現金出納検査結果について、監査委員から報告書が提出されています。以上で議長報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 報告第3号 令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（境野隆文君） 日程第4 報告第3号 令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 皆さんおはようございます。

報告第3号 令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のように報告します。内容につきましては、添付しております計算書のとおりでございます。

令和8年6月9日提出 嘉島町長 鍋田 平

○議長（境野隆文君） 以上で報告第3号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第5 報告第4号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（境野隆文君） 日程第5 報告第4号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第4号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算繰越計算書について、次のように報告します。内容につきましては、添付しております計算書のとおりでございます。

令和8年6月9日提出 嘉島町長 鍋田 平

○議長（境野隆文君） 以上で報告第4号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第6 報告第5号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（境野隆文君） 日程第6 報告第5号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第5号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書について、次のように報告します。内容につきましては、添付しております計算書のとおりでございます。

令和8年6月9日提出 嘉島町長 鍋田 平

○議長（境野隆文君） 以上で報告第5号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第7 報告第6号 専決処分の報告について 嘉島東小学校校舎増築他工事請負変更契約の締結について

○議長（境野隆文君） 日程第7 報告第6号 専決処分の報告について 嘉島東小学校校舎増築他工事請負変更契約の締結について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第6号 専決処分の報告について 公共工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和8年6月9日提出 嘉島町長 鍋田 平

記

1. 契約目的 嘉島東小学校校舎増築他工事

2. 契約金額

（変更前）1,511,664,880円

（変更後）1,555,285,116円

（変更増額）43,620,236円

3. 契約の相手方 熊本県熊本市中央区坪井6-38-15 株式会社建吉組 代表取締役 笹原 健嗣

4. 専決日 令和8年5月7日

以上で報告を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で報告第6号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第8 議案の上程及び提案理由の説明

○議長（境野隆文君） 日程第8 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

1 議案第34号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第3号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について

2 議案第35号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第4号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

3 議案第36号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

4 議案第37号 嘉島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

5 議案第38号 東部台地土地区画整理事業擁壁設置工事（1－1工区）その1請負契約の締結について

6 議案第39号 令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）

以上の6件を一括して議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 皆さんおはようございます。

本日の定例会に大変お忙しいなかに議員の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から町政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。心配しました台風6号はさほど被害がなく通り過ぎましたが、梅雨に入り、いつ被害が発生するか分かりません。発生した場合はご協力をお願いいたします。それでは施政方針を述べさせていただきます。

全国的に人口減少が課題となっているなかであっても、本町は人口増加傾向を維持しております。この成長を持続可能なものとして限られた財源と人的資源を最大限に活用し、組織の効率化を図り町政運営に取り組んでまいります。

昨年度「活力とうるおいに満ちた田園文化都市 住んで良かった水の郷・嘉島」を基本理念とし、「嘉島町第6次総合計画 後期基本計画」を策定しました。将来像として、「自然とともにある住みよいまち」「安心・安全で活力のあるまち」「みんなでつくる協働のまち」を実現するため、各種施策に取り組んでいきます。

これまで、「前期基本計画」に基づき「子ども・子育て支援の充実」「暮らしの安全対策」「住宅地開発」などに取り組み、一步一步前進を図ってまいりました。しかしながら、本町を取り巻く社会経済環境の急激な変化は近隣自治体を含む交通量の増大、小・中学校施設の不足など新たな課題を生んでいます。

「第6次嘉島町総合計画 後期基本計画」は本町のこれまでの取り組みを振り返るとともに住民ニーズや社会環境の変化を踏まえながら、本町に暮らす人々が「住んで良かった」と実感できるまちづくりを目指してまいります。今後は後期基本計画に基づいた計画を進めていきたいと考えています。

さて今年度、最も重要視しているのが頻発化・激甚化する自然災害への備えです。町民の生命、身体及び財産を守る、安全・安心なまちづくりは最重要課題です。昨年総務課に危機管理係を新設し、防災体制を強化して11月には日本サッカー協会と県フットボールセンターを災害拠点に活用する協定を結びました。今年度は熊本地震から10年の節目です。さらに、町消防団と連携強化を図り地域防災力を高めてまいります。また、本町は四方を河川に囲まれ、組織・仕組み・地域連動の防災体制及び自然災害に対応するため、町が目指すべき抜本的対策等が必要です。今年度も6月4日に災害対策・水防計画等会議を熊本地方気象台、緑川ダム、地域振興局、警察、消防署、各区長、消防団等に出席いただいて実施しました。災害発生時の対応体制や情報共有のあり方、避難支援の取り組みなどについて実効性の高い防災対策に取り組んでまいります。

また、本町に5月30日は防災士会が設立されました。災害時の高齢者避難指示は高齢者や独居世帯の避難所へのサポート体制が必要です。区長や地元消防団・防災士と連携した避難体制を図ります。

また、本年度も教育施設として中学校校舎増築工事を計画しています。厳しい財政運営ですが、未来を担う子どもたちの教育施設ですので、整備を進めてまいります。

また、企業誘致については、嘉島みらい工業団地東側に2期工事を計画しており、県と連携して取り組みます。

通学路の安全対策として登下校時に転倒事故等が多い、中学校北側町道に歩道を整備しています。また、幹線道路の舗装補修が必要な箇所がありますので、予算の範囲内で町道の補修をしてまいります。

ゆうすいの杜、上島蔵園区画整理事業につきましては町政報告で申し上げます。

下水道事業も継続して事業を進めてまいります。今年度は上仲間・井寺・西村・高田を計画します。下水道事業の進捗率は令和7年度は80%を超える予定です。地籍調査も継続事業として実施しています。現在、上六嘉を調査中で全体64%進捗です。

基幹産業である農業は「地域計画のブラッシュアップ」「水田活用交付金の最大化による」農業経営の安定に取り組めます。

また、本年の健康づくりに新規事業として、青年期・壮年期の「歯周病検診」、後期高齢者の「人間ドック助成」など健康づくりに取り組みます。

以上、各事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、3月以降の町政報告をいたします。

嘉島町第6次総合計画 後期基本計画について、今年3月に、令和8年度から12年度を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。引き続き、住民ニーズや社会環境の変化を踏まえながら、本町に暮らす方々が「住んで良かった」と実感できるまちづくりを目指して参ります。

内容は交通渋滞緩和、資源の再利用促進などの課題解決をはじめ、子育て世代や高齢者等に向けた支援の充実、企業誘致などによる魅力ある雇用の創出に取り組み、自然と開発のバランスを図りながら持続可能なまちづくりを目指す事等となっております。

都市計画マスタープランについて、総合計画などの上位計画との整理整合を図り、住民アンケート等の結果を踏まえ庁内検討会議や策定検討委員会を開催し、計画の策定を進めております。本町の個性を生かしながら、持続可能な都市づくりに向けて将来ビジョンが定められるよう作業を進めてまいります。

東部台地土地地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗について、令和7年度に引き続き1-1工区南側の造成工事を行っており、造成工事が完了した街区から順次擁壁設置工事を実施して参ります。整備後には約120区画が完成し、約60区画の保留地販売を予定しております。

上島蔵園土地地区画整理事業について、町の都市計画審議会を経て、土地地区画整理事業の決定がなされたことから、5月27日に地域住民や地権者への説明会を行いました。地元住民や地権者などとの合意形成を図りながら、良好な市街地形成のため、事業認可に向けた手続きを進めてまいります。

令和8年度緑川水防演習について、去る5月10日 日曜日に御船町の滝川みんなの広場において、本年度の水防演習が行われました。例年同様、国土交通省・熊本県・陸上自衛隊・消防・警察及び緑川沿線自治体2市4町の水防団が参加し、本番を想定した水難救助や水害対策工法を実演しました。

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、令和2年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等を踏まえ令和7年3月に改定された熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本町の行動計画も全面改定しました。これは新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府・都道府県・市町村各々が策定することとなっており、新型インフルエンザ等により感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機への対策に関する基本方針や実施する措置、関係機関の役割等を示すものであります。新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、今後も政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、必要に応じ、町行動計画の見直しを行ってまいります。

河川整備等の要望について、去る5月11日 月曜日に国土交通省・熊本県及び緑川沿線自治体2市6町が集い、甲佐町において令和8年度の緑川改修期成会定期総会が開催され、昨今の激甚化、頻発化する大雨に伴う河川の氾濫の脅威から住民の生命と財産を守ることを基本に、国・県に対する河川整備要望の決議が行われました。この決議書をもって、本年も7月と10月に国土交通省・財務省及び県選出国會議員に対して、要望活動を行う予定です。

物価高対応子育て応援手当金について、物価高の影響が長期化し、その影響を特に受けている子育て世帯を支援するため、健やかな成長を応援する観点から、令和7年9月分の児童手当支給対象児童と令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童一人あたり2万円を支給しました。初回振込みを1月28日に行い、これまで対象児童数2,311名分46,220,000円を振り込みました。

地域商品券事業については、物価高騰対策として、今年2月18日から5月10日までの期間において、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年12月1日現在の全町民の皆様には1人当たり1万円、18歳以下と65歳以上の皆様には共に1万円分を加算して地域商品券を配布いたしました。配布実績としましては、4,006世帯149,080,000円分となりました。

ふるさと納税について、令和7年度の企業版ふるさと納税は15社の企業様より12,200,000円の実績がありました。また、令和7年度ふるさと納税の寄附につきましては15,138件の皆様のご寄附により506,891,000円の実績となり、嘉島町の地域振興や各政策等に活用させていただきました。今後も嘉島町の地域振興のために、ふるさと納税増額に向けた取り組み等を展開してまいります。

水の郷まつりについて、昨年から猛暑や熱中症などを考慮して、8月開催を10月開催として実施しました「水の郷まつり」は、今年も10月10日 土曜日に開催することといたしました。会場は例年どおりイオンモール熊本にて開催する予定です。多くの町民の皆様のご来場をお待ちしております。

役場雨庭設置について、3月に役場敷地内に「雨庭」を設置しました。雨庭とは、雨水を一時的に貯留したり、浸透させるための庭のことで、地下水涵養等の効果が期待されます。飲用水等地下水の恩恵を多大に享受している町として、今後も地下水保全の取り組みを進めてまいります。

令和8年度児童生徒の就学状況について、嘉島東小学校は70名の新入児童を迎え1学年は2学級の学級編成となっております。全児童数は396名となり、昨年より32名の増加となりました。嘉島西小学校は70名の新入児童を迎え1学年は2学級の学級編成となっております。全児童数は505名となり、昨年より2名の減少となっております。嘉島中学校は110名の新入生を迎え全生徒数は351名、昨年同様3学年すべてで3学級となり、昨年より6名の減少となっております。

学校施設整備について、繰越承認を頂いた工事のうち、嘉島東小学校校舎増築他工事に関して、既存校舎の改修及び運動場も含めた外構整備が5月末で完了し、供用を開始しています。

以上が町政報告でございます。提案理由説明を行います。

○議案第34号及び議案第35号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第3号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について及び専決第4号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第36号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の報酬を改定する必要があるに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第37号 嘉島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

嘉島町の空き家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民等の生命、身体又は財産の保護及び生活環境の保全を図るとともに、地域の振興に寄与するため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第38号 東部台地土地区画整理事業擁壁設置工事（1-1工区）その1請負契約の締結について

東部台地土地区画整理事業擁壁設置工事（1-1工区）その1の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第39号 令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）について

令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,045万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,375万6千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方債の追加は、「第2表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日は議事調査のために休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、明日10日は休会と決定しました。次回は11日となっております。当日は定刻までに議場にご参集ください。

本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

なお、このあと引き続き全員協議会を開催しますので、議員控室へお集まりいただきますようお願い申し上げます。

散会 午前10時35分

令和8年6月10日（水曜日）

休

会

令和8年第2回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和8年6月11日（木曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（10名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
		9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（1名）

4番 齊藤進

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	江上知男
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	石坂英一
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
水環境課長	吉本博志
企画情報課長	藤本賢二
都市計画課長	河原和幸
学校教育課長	中富喬弘
社会教育課長	西本幸弘
会計管理者（兼会計室長）	下田雅文
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 増永貴士

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第34号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第3号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第35号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第4号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第36号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第37号 嘉島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 5 議案第38号 東部台地土地区画整理事業擁壁設置工事（1－1工区）その1請負契約の締結について
- 6 議案第39号 令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程第1 諮問案第1号 人権擁護委員候補の推薦について

追加日程第2 諮問案第2号 人権擁護委員候補の推薦について

追加日程第3 諮問案第3号 人権擁護委員候補の推薦について

閉 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） 皆さん、おはようございます。

会が始まる前に皆さんにご連絡申し上げます。会議の途中に1時間前に5分間のトイレ休息を取りたいと思いますので、議員の方々、執行部の方々は1時間前にトイレの休憩を取るようになりますので、傍聴人の方にもお知らせいたします。

それでは会議を開きます。ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、令和8年第2回嘉島町議会定例会3日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 一般質問

○議長（境野隆文君） 日程第1 一般質問となっております。一般質問については、9名の議員から通告がっております。まず、6番 森下 文夫議員の発言を許します。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森下議員。

○6番（森下文夫君） おはようございます。6番 森下でございます。私からは1問だけ質問させていただきます。

質問事項 普通自転車歩道通行可の標識の設置についてです。質問の要旨として、近年私たちの生活に欠かせない移動手段である自転車を取り巻く環境が大きく変わり、自転車を利用する方々が増える一方、残念ながら交通違反、悪質なマナー違反による交通事故もあとを絶たないことから、2026年4月1日に道路交通法が改正され、自転車の交通違反に対しての反則金を課す、いわゆる青切符（交通反則通告制度）が改定されることになりました。青切符の対象は16歳以上で対象違反は113項目もあります。また、反則金は3,000円から1万2,000円となっております。違反項目のなかに歩道の通行ルールとして、13歳未満の方、70歳以上の方などを例外として歩道を通行可能で、原則自転車は車道の左側を通行することになっています。以上のルールがある一方で、単に歩道を通行するといった違反については通常「指導警告」が行われます。

また、青切符の導入後も基本的には取締りの対象とならないということ聞いております。非常に分かりづらいルールであり曖昧なルールだと思っております。町には中学校の北側に通学路歩道（整備中）を始め、幹線道路沿いの歩道が多くありますが、自転車の通行区分の標示はほとんどなく、歩道通行の判断がしづらくなっております。普通自転車歩道通行可の標識と標示の設置を行い、歩道の通行区分を明確にする必要があると思いますが、町として歩道の自転車通行をどのように取扱うのかお考えをお尋ねいたします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 皆さんおはようございます。総務課長の永田です。よろしく願いいたします。6番 森下議員のご質問にお答えいたします。

自転車通行帯の整備につきましては、自転車利用者の安全確保及び交通事故防止を図るうえで重要な施策の1つであると認識しております。近年、自転車は通勤・通学、買い物など日常的な移動手段として利用されているほか、環境負荷軽減や健康増進の観点からもその重要性が高まっております。一方で、自転車と歩行者、また自動車との接触事故など安全面への対策も重要な課題だと考えております。

自転車通行帯の設置にあたりましては、単に道路幅員のみで判断するものではなく、道路構造や自転車及び自動車の交通量、走行速度、交通事故の発生状況、通学路などの利用実態、駐停車状況などを総合的に勘案し、道路管理者及び警察などの関係機関との協議の上判断されるものと認識しております。また、道路によっては幅員などの物理的制約から、自転車通行帯の設置が困難な箇所もございます。そのような場合につきましては、路面表示や注意喚起表示、交通安全施設の整備など、地域の実情に応じた対策を検討していくことも重要であると考えております。また、自転車が歩道を通行する際のルールも周知してまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後も関係機関と連携を図りながら、歩行者、自転車及び自動車を含めた全ての道路利用者が安全かつ安心して利用できる交通環境の整備に努めてまいります。また、自転車の歩道通行につきましては、道路交通法上、自転車が軽車両であることから車道通行が原則であり、歩道通行は例外

となります。例外としまして、普通自転車歩道通行可の標識などがある場合や13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、また身体の不自由な方々が運転する場合、また、交通量や道路状況から通行が危険でやむを得ない場合などに限り、歩道通行が認められております。一方で、歩道はあくまで歩行者優先であることから、自転車が歩道を通行する場合には車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる恐れがある場合には一時停止する必要があります。町としまして、警察や交通安全団体と連携し、広報紙、防災行政無線、ホームページ、地域での交通安全教室などを通じて、交通安全のルールの徹底を図っていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森下議員。

○6番（森下文夫君） 答弁どうもありがとうございます。自転車の歩道通行に関しては、警察の規制や設置基準があり、標識の設置が困難なところもあるとは思いますが、町の交通状況を見ると、自転車が車道を走るとは非常に危険だと思っております。自転車利用者が安全を第一として考え関係機関との粘り強い協議をお願いしたいと思っております。また今回、この質問において質問の背景と別に歩道の現状、嘉島の現状を調べてまいりました。その内容を報告させていただきます。

今回の質問の理由として、4月の中頃にテレビ番組でも自転車の罰則金について大々的に報道されて、かなり意識されていた時期がありましたけれども、ちょうどその頃、通勤・通学の時間帯にカントリー前の車道を女子高校生が車道側を走っていたんです。今まではそういうところをあまり見ていなかったのも、非常に危険だなと思ひまして。ダンプなどはスピードが速いのでかなりのスピードで追い越していくんですけども、ふらついたような感じで非常に危険です。横には2mを超える歩道があるのですけれども、誰も走っていないところを走らないわけです。結局、罰則金などが施行されて、真面目な子でやはり車道を走るといのがルールなので、それで車道を走っていたと思っております。何人かの高校生が歩道を走らずに車道を走っているのを何度か見かけて、これは非常に危険なので町としてはやはり歩道を走れるような条件、体制にしてもらいたいということで、歩道を走る特例として、普通自転車歩道通行可という標識がありますけれども、路線の登録をすれば自転車も歩道を走っていいという特例がありますので、ぜひともそういった危険なところは登録なり標識の設置をお願いしたいということで質問させていただいたところです。そこで嘉島町の現状を調べさせていただきました。ちょっと報告させていただきます。嘉島町の普通自転車の歩道通行可能な道路は3路線あります。1つは六嘉秋津線226号の県道。嘉島で3路線あるんですね。3路線のなかの今の一つですけれども。その路線の標示板の有無と数も調べさせていただきました。そうすると、秋津線は最初の入り口と最後の出口の2箇所しかありませんでした。中はほとんどない。歩道を通行してもいいのですけれども標示がないので、高校生などは判断がつきようがないということです。それと登録があるのが中学校前の町道。サントリーのところに行く県道とぶつかる交差点のセブンイレブンのところから上島の先のヒロセのところまでの路線も登録されております。これも掲示板は2箇所。あと1本が国道445号線の中ノ瀬まで走ってる道路なんですけれども、この区間は両方とも国道なので大きな道路で両方に歩道があるんですけれども、標示板があったのは3箇所。ほとんど見えない誰も気づかない状況でした。非常に自転車利用される方には分かりづらい、優しくない道路となっています。嘉島町としては自転車利用者の方に優しい町として、ぜひとも看板を設置していただきたいと思っております。

ちなみに設置基準は区間の間隔があるんですけれども、基準が400メートルごとに設置するようになっております。そう考えると、ほとんど嘉島の場合は標示板がないということでよろしくお願ひしたいと思います。こういう現状を踏まえて、私からの要望ということで、登録されている路線に対しては通行可の標示板の設置をお願いしたいことと自転車の歩道通行可の新たな標識の設置をお願いしたい箇所が、カントリー前の道路と中学校裏の新設の歩道。まだ今、造成中ということで、そこにも。また、ゆうすいの杜から中学校までくる道路。これはゆうすいの杜からサントリーに行く歩道なんですけれども、そこからセブンイレブンからは規制が入っていますので。そこまでの間はぜひとも標示板を設置していただきたい。警察との協議も必要かと思いますが、特にカントリー前は交通量と大型トラックのスピードも早い、そして重量が行くので道路もガタガタで非常に危険なので、ぜひともカントリー前の道路は早急に設置をお願いしたいと思っております。

以上、現状を踏まえたところで町としての意見をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町としまして、すべての道路利用者が安全かつ安心して利用できる交通環境の整備を一番に考えておりますので、早急に警察や交通安全団体等に要望をし、標識等を設置できるよう取り組んでいきたいと考えております。また、今後設置する道路や歩道におきましても、設計段階ですべての道路利用者の安全・安心を第一に考設計を行っていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森下議員。

○6番（森下文夫君） 答弁ありがとうございます。早急に対応していただくということで、よろしくお願いします。以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、森下議員の質問を終わります。続いて5番 園田 義宣議員の質問を許します。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） おはようございます。5番 園田でございます。

まず、道路交通法の関係になりますけれども、令和8年9月1日から道路交通法施行令が改正されまして、生活道路における自動車の法定速度が標識がなくても時速30km に引き下げられることになります。本町におきましても、対象となるセンターラインのない町道や住宅地域内の道路が非常に多く、多くの住民の方々が日常的に使用しております。しかし、この改正についてはまだ十分に知られているとは言えず、知らないまま従来どおり走行し、違反となる可能性も出てくると思います。また、通学路や高齢者の多い地域では交通安全の観点からも極めて重要な改正であります。そこでお伺いいたします。まず、この法改正について町としてどのように認識されているか。2点目、本町内で特に影響が大きいと考えられる道路について把握されているかどうか。3点目、この法改正について、広報紙、ホームページ、回覧板、防災行政無線などを活用して住民の方への周知徹底を図るお考えがあるかどうか。この3点をお尋ねいたします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 5番 園田議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の法改正についての町の認識としましては、住宅地や通学路の身近な道路空間において、歩行者や自転車利用者の安全確保を図ることを目的として実施される交通安全対策と認識しております。近年、生活道路では通過交通の流入等により、歩行者や自転車と自動車が近接して通行する場面が増えており、特に高齢者や子どもをはじめとする交通弱者の安全確保が重要な課題となっております。今回の速度規制の実施に当たりましては、地域の交通実態や交通事故の発生状況、通学路の利用状況、沿道環境等を踏まえ警察など関係機関において総合的に判断されるものと考えております。町といたしましても、地域住民や関係機関と連携しながら、必要に応じて道路標示、注意喚起、通学路安全対策等を含め、安全で安心して利用できる生活道路環境の整備に努めてまいります。

次に、影響が大きいと考えられる道路についてですが、いわゆる中央線がない道路はすべて30km 規制の対象（但し、標識で別に最高速度を指定されている道路を除く。）であるため、特に影響が大きいと考えられる道路としましては、住宅地内の生活道路や通学路などを想定しております。また、通過交通（抜け道）として利用される道路や歩道整備が十分でない道路につきましても、速度抑制による安全性の向上効果が期待されるものと考えております。

最後に周知徹底についてお答えします。町としまして、速度が低下することで事故による被害防止が期待されることから、歩行者等の安全確保を図るため、県警等関係機関と協力して、町広報誌等を活用して住民への周知を図っていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 通学路や高齢者の多い住宅地では速度超過による事故リスクが増えております。今回の法改正は単なる交通ルールの変更ではなく、地域の命を守る安全対策としての位置づけをしっかりと抑えて、町として警察や学校、地域と連携した取り組みを行っていただきたいと思います。周知方法については、広報紙や回覧板等で周知されるということですが、文書排他主義にとどまらず、周知した内容が住民の方に十分に伝わっているかどうかの周知度への検証も必要と考えておりますのでよろ

しくお願いしたいと思います。この質問についてはこれで終わります。

次に、住宅地等における農薬使用に関するガイドラインの制定のお考えについてお尋ねいたします。国は平成25年の通知、これは農林水産省と環境省が合同で出したものなんですけれども、住宅地周辺での農薬使用について健康被害防止のために慎重な対応をするように求めています。嘉島町のホームページでもこの通達に基づいた「住宅地における農薬使用について」ということで周知されておりますが、そこに添付されております国が作ったリーフレットはちょっと見た感じでは、農地での農薬散布と誤認しやすいようなつくりになっております。ゆうすいの杜では除草剤散布前の事前周知がなくて、住宅に隣接した土地などに除草剤が散布されて、住民の方から健康被害の訴えも出ておりますが、町としてはこの実態を把握されていましてでしょうか。平成25年の国の通知は町のホームページに出ているんですけれども、その趣旨について、住民への周知は十分だと判断されているかどうかもお尋ねしたいと思います。最後に要望したいのは、環境条例を制定すべきではないかと思いますが、条例制定には時間を要します。ところが、住民の方の不安は今この瞬間にも存在しております。まず、町として散布前の事前周知、住宅密集地での使用制限、学校・公園での禁止、町有地での使用基準、苦情相談窓口等を明記したガイドラインを早急に制定すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○水環境課長（吉本博志君） 議長。

○議長（境野隆文君） 吉本水環境課長。

○水環境課長（吉本博志君） おはようございます。水環境課長の吉本です。よろしくお尋ねいたします。5番 園田議員の質問にお答えします。

平成25年4月26日付けで農林水産省及び環境省から「住宅地等における農薬使用について」という通知が発出されており、この通知では住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項が示されています。本町におきましても、この国の通知の趣旨を十分に理解しており、町ホームページにおいて、この通知の内容や農薬使用に関する一般的な注意事項について、水環境課環境係及び農政課農政係から周知を図っております。

ご指摘のあった国のリーフレットでは病虫害の防除を目的とした農薬を主な対象としていますが「スプレー式の殺虫剤や芝生等の雑草対策で使用する除草剤を含む」との注意書きがあることから、家庭用のものも含んでいる内容であると理解しています。

次に、住民の方からの健康被害の訴えが出ていることについて、町として事実を把握しているかのご質問ですが、町として具体的に把握している事実はありません。

次に、平成25年の国の通知について、町ホームページでの周知が十分であると判断しているかのご質問についてですが、現状のページが住民の方々にとって必ずしもわかりやすいとは言えない可能性があるため、よりわかりやすい表現での情報提供や広報誌に掲載する等多角的な広報が必要だと認識しています。

さらに、ガイドラインを制定すべきではないかとの質問でございますが、現時点において、本町として、住宅地等における農薬使用に関する独自のガイドラインを制定する方針はございません。その理由として、第一に住宅地周辺における農薬使用に関しましては先ほども申し上げましたとおり、国から通知がなされており、農薬使用者に対し、周辺住民への情報提供や散布方法への配慮が求められています。本町では、この国の通知の趣旨を最大限尊重し、町ホームページでの周知徹底や住民の皆様へのわかりやすい情報提供に努めていくことが適切であると考えております。

第二に、ガイドラインを制定した場合、その実効性を確保するためには継続的な監視体制や違反した場合の措置なども含めて検討する必要がありますが、現状の本町の体制では、その運用に困難が伴うことが予想されます。つきましてはガイドラインの制定というかたちではなく、これまで以上に国の通知の周知徹底と住民の皆様への丁寧な対応に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 平成25年4月に農林水産省と環境省が合同で出した通知は健康被害防止が明確な目的となっています。そこで先ほど言いましたように農薬の飛散防止や周辺住民への周知、子どもや高齢者への配慮、必要最小限の使用が求められておまして、特に農薬の飛散防止は義務的に求められる行為となっております。ところがご説明がありましたけれども、農薬取締法を見ますと法律で言っている農薬というのは農耕地以外で使用する除草剤は法律上の農薬に含まれないとなっているわけです。ここで難しいなと思うんですね。法律で言っている農薬というのは田畑で使われるものに限られているん

です。住宅地の場合に、そうなってくると通達と若干抜け道ができるような感じがするわけです。ガイドラインは作られないと言われましたけれども、私はなぜできないのかなとそんな感じがしております。ガイドラインというのは法律ではありませんので罰則は基本的にありません。ただし、ガイドラインを作ることによって過失があった場合の判断基準や行政指導の根拠にはなると思います。ですから、農薬の絡みが出てきますと、現実問題として住宅近くの農薬散布とかも当然あるわけですが、町のホームページにも出ていますし、農林水産省と環境省が出した通知のなかで、特にそこで言っているのは事前に通知をしなさいと言っているんですけれども、本当に町の方に浸透しているかという僕は浸透していないと思います。だから、ホームページに載っていてもおそらく何の理解もされていないと。周知のしかたについては、たとえば広報紙とか区長さんの会議とかでも情報提供して、現実問題として事前通知がされているのを見たことがありません。そんな配慮も見たこともない。でも法律とか、農水省と環境省の通知ではそこを強く求めているんです。一番の問題は健康被害を防止してくださいということです、何も撒くなどということではない。そういう配慮義務がありますよということです、その辺をよく抑えたガイドラインとか、どうかたちで周知できるかということについてはもっと真剣に考えてもらいたいと思っております。住民の方は被害が出てからではなくて被害が出る前に動いてほしいと願っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、園田議員の質問を終わります。続いて1番 春日 公和議員の質問を許します。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） おはようございます。1番 春日でございます。今回、3問質問を通告させていただきました。今回の3問とも災害に関係する対応についての質問とさせていただきます。

まず1点目でございます。本町は河川に囲まれ、御船川、緑川より3か所の取水口により取水し、木山川1箇所、矢形川1箇所、加勢川に11箇所の樋門により排水を行っており、そのうち鯰樋管から下仲間樋管に4機の排水ポンプが設置され、取水口、樋管の開閉及び排水ポンプの稼働により、内水対策を各区及び土地改良区の協力のもと行われています。雨期になると各樋管の管理を行う各区、土地改良区の皆さんにとっては予断を許さない時期となり大変なご苦労をされていることに感謝するところでございます。出水時期に樋門の閉鎖、排水ポンプの稼働になると内面の雨量による道路などの冠水にも地域住民の方への注意喚起が必要になりますが周知についてはどのように考えているのか。これまで避難所の開設等は周知がされておりますが、出水に伴う注意についてはされていないと思われるがいかがでしょうか。回答をよろしくお願ひいたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本です。1番 春日議員のご質問にお答えいたします。

日頃より大雨時の取水井樋と排水樋管の開閉門及び排水ポンプの稼働作業、そして悪天候が落ち着くまで引き続き現場に留まり、経過観察と随時の対応におきましては各土地改良区並びに樋管と排水ポンプが存在する行政区区長をはじめとする操作員の方々には大変お世話になっております。この活動により、住民の生命と財産が守られていますことに対して、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

ご指摘のとおり、これまで内水対策や道路冠水に伴う通行止めなどの対応状況の周知は行っておりませんでした。今後はテレビやラジオ等で周知されている気象予報や避難行動などの情報とは別に、町内の内水位上昇に伴う通行規制などの対応状況を防災無線、嘉島町ホームページ、嘉島町一斉配信メールシステム及び嘉島町公式 LINE 配信サービスにて周知を行うこととしますので、以降はこれらも参考の一つとして、個人の避難行動、また地域によっては車両を高台へ移動させるなどの判断材料としていただきたいと思います。以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 明確な回答を大変ありがとうございます。

私も昨年の鯰地区の冠水については、最近では冠水に慣れていないところがあります。私もその当時、ちょうど自宅にいましたのでボートの手配だったり、そういった部分に奔走した経緯があります。増水するなかで、地域の方からポンプは動いているだろうかというご質問も多々ありました。今回、事前に「排

水がなくなって排水ポンプを稼働した」ということを十分住民の方に周知をいただいて、内水対策に注意していただけるような環境をよろしく願いたいと思います。

2点目の質問に移らせていただきます。鯉地区水路整備に伴う道路拡張について、鯉地区の都市計画未整備地区内の水路についてですが、町道に沿った水路のボックス化による道路拡張の2路線の要望が数年にわたり建設課への要望事項に提出されております。建設課の要望事項の趣旨そのもの自体は道路維持補修や優先順位に基づく軽微な事業とは認識しておりますが、鯉区として歴代の区長さんが狭窄道路の解消や緊急車両の運行に支障があるとの認識に基づいての要望活動と思っております。事業費自体も大変大きくなると思われますが、建設課、都市計画課に対して2つの視点でお尋ねいたします。

1点目です。安心安全な住環境の整備として、水路の流速を早める事で出水期の冠水を防ぐ機能の強化としての防災・減災としての取組み。

2点目は鯉森崎橋線の都市計画道路整備については令和8年から令和9年までの期間で調整を行い、令和10年より計画を進めたい旨の説明があっており、鋭意努力いただいているものと思いますが、都市計画の未整備地区の補完としての取組みが必要となります。部分的に地域の狭窄道路の改修が必要であり、都市計画道路の整備だけでは完結できないと思われます。

1点目の質問に関連しますが、鯉地区は近年豪雨による道路冠水が続いております。昨年も質問いたしました、国へ要望する排水ポンプの倍加。町で取り組む事業それぞれでの対応も必要と思われるので以上の視点で取組みできないか都市計画課、建設課長、両課長にお尋ねいたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） 建設課長の橋本でございます。春日議員の質問にお答えします。本件は建設課及び都市計画課、双方に関連するご質問となりますので、それぞれでお答えいたします。まず建設課からお答えいたします。

昨今の激甚化、頻発化する大雨に伴う水害の影響を考えますと、流下能力向上を目的とした水路改修は効果的な手法の一つと考えております。しかし、今回ご質問の区域には都市計画道路整備事業などの計画がございますので、現時点において道路拡張を行うことは難しい状況です。ただし、事業計画の区域外においては防災・減災を目的とした各種整備は可能と考えております。よって、それぞれの事業間で連携を図りつつ、適正な投資かつ有効的な公共施設整備が望めるものを検討していきたいと考えております。また、内水位上昇に伴う冠水対策に関しましては排水ポンプが要となりますので、排水ポンプの能力向上をはじめ水害から町を守るための河川改修要望を今後も継続して行っておりまいます。以上で答弁を終わります。

○都市計画課長（河原和幸君） 議長。

○議長（境野隆文君） 河原都市計画課長。

○都市計画課長（河原和幸君） おはようございます。都市計画課長の河原です。引き続き、私のほうから都市計画課関連にご質問にお答えいたします。

都市計画道路鯉森崎橋線につきましては、町内の交通ネットワークの強化並びに災害時の避難路確保などの観点から町の重要な事業と考えております。事業推進に向け、地元説明会や鯉地区の方へ住民アンケートを実施し、課題となります地元の方々との合意形成に向けて準備を進めているところでございます。合意形成が図られましたら用地の確保などを行い、路線整備に向けて順次進めていく計画としております。

また、鯉森崎橋線を整備するうえでは、狭窄道路と接続する箇所もあり、春日議員ご指摘のとおり、周辺の狭窄道路の改修が必要となる箇所も考えられますので、安心・安全に暮らせる住みよいまちづくりのあり方などを念頭に置きながら、計画を立てて行きたいと考えております。

しかしながら、何よりも地元の方々との同意形成なしには事業推進は困難となりますので、住民説明会でお示ししましたとおり、来年度中の合意形成と早期の事業着手に向け、丁寧な説明と調整に努めるとともに、建設課と連携しながら施設整備を行っておりまいます。以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 今後も検討し、計画づくりに努力いただけるというご回答大変ありがとうございます。鯉地区の都市計画整備については都市計画道路鯉森崎橋線の整備だけでは終われないと思われます。都市計画がある以上、面的な計画が必要であり、その一部として水路ボックス化による道路整備をお願いするものです。鯉地区のまちづくりをぜひ検討をお願いいたします。また、第6次総合計画 後期基本計

画においても、アンケート結果でも住環境整備についてポイントが低く、また特に町に進めてもらいたい事業として道路整備が最上位となっております。積極的な計画づくりを今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

嘉島町の財政が大変逼迫していることも十分承知しております。令和5年度に計画された学校整備についても本年度でおおまかな概成が果たせると思ひます。今後はこういったアンケートに基づく最上位課題として道路整備を強くお願ひしたいと思ひます。また、鯉地区のこの水路についても法定外公共物、国から移管を受けた水路の監督者として建設課の立場も十分發揮していただき、都市計画課と一緒になつてそういったところを解決していただきたいと思ひます。この水路の法定外公共物については町全体に及ぶことでもござひます。予算化を含めたところでお願ひし、この質問を終わらせていただきたいと思ひます。

3点目です。車両避難施設の整備について、災害時の避難場所は町民会館の開設で対応されていることはご周知のとおりですが、災害にもよりますが近年各家庭へのミニバンの需要が高く、避難においてもプライバシーの確保などの観点から車両避難を重視される方も多くなつております。町でも数年前、車両避難のために駐車スペースの整備を北甘木地区の坊主池に整備を計画すると共に上島の森崎に国土交通省の防災ステーション建設計画に車両避難所の併設も検討されておりました。民間施設2か所との車両避難所に伴う災害協定はありますが、町としても不足する部分を民間にお願ひすることを前提に整備する必要があると思われませんが、ゆうすいの杜の区画整理事業の進展に併せて行うのか、現在の計画はどうなつておるかお尋ねします。また、この整備については外灯などの施設整備への国の補助もあると聞いておりますがいかがか。ご回答よろしくお願ひいたします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 1番 春日議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり現在、車両での避難を望む声が多くなり、避難場所の確保にも柔軟に対応する必要があると考えております。ご質問にありました北甘木地区の坊主池に車両避難用の駐車スペースを整備する計画については、令和2年度に試算しておりますが、この試算では広い面積に加え、高低差が大きいため大量の土砂が必要となり、併せてトイレ設置と排水経路の確保のため莫大な費用を要する試算となりました。そこで令和3年1月にサントリービール株式会社と飲料水と一時避難場所提供について協定を締結し、車両での避難についても対応できるようになりました。

しかし、より万全な体制を期すため財政厳しい折ではありますが、坊主池の整備についても、より安価になるよう工夫を施し、かつ国土交通省所管の都市防災総合推進事業補助金等を活用しながら整備に向けて検討を進めてまいりたいと思ひます。また、整備の時期につきましてはゆうすいの杜の区画整理事業の計画では坊主池周辺の整備は令和15年からとなっております。上下水道の整備も同時期に完了すると思われまふので、その計画に併せて整備できればと考えております。

嘉島町は四方を河川で囲まれております。嘉島町洪水ハザードマップでは一部地域を除き、ほとんどの地域が浸水区域に入っております。まずは、河川堤防を決壊させないことが最重要課題だと考えまふので、流域自治体と協力し、令和7年8月豪雨の状況を踏まえて、国・県に対し、より強力に河川改修や堤防のかさ上げ等要望していきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ありがとうございます。令和15年にゆうすいの杜の整備に合わせて行うということですので、ただしそれに基づいては補助金などの計画というのが大変重要になつてまいります。その前に事前の活動、動きも必要になりますが、この令和15年というのは今の計画段階であつて、それはちょっと今のところ私もどうかと思ひます。先だつての私の質問に対しても、当時の都市計画課長の判断のなかでは、そういったところを示されたところでもござひまふので、この15年というのはなかなかちょっと。じゃあその前にどうするかということも一つ念頭に置いておかなければ、今の15年というのは納得できないところでありまふ。これは関係課長さんとの連携も密にさせていただいて、しっかりと計画をおねがいして、安心・安全な嘉島町の整備に努めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（境野隆文君） 以上で、春日議員の質問を終わります。続いて9番 川野 伸一議員の質問を許します。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 改めましておはようございます。川野です。3問ほど質問をさせていただきます。

町長のほうに質問を通告しておりますので、よろしくお願ひします。まず1問目ですが、本町の治水対策についてお尋ねをいたします。昨年の8月の豪雨では住宅等の建物への水害が3件ほどというふう聞いております。そのほか町内の農地における作物の被害が大変広範囲に及んだというふうに思われますので、今年もすでに梅雨に入っておりますけれども、国や県に対して具体的に何か要望等をされたのかその点をお尋ねしたいと思ひます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 9番 川野議員にお答えいたします。

国・県に対する本町の治水対策の具体的な要望に関しましては、緑川改修期成会及び加勢川改修促進期成会を通じて毎年実施しております。昨年も7月から10月にかけて計7回、国土交通省、財務省の両本省及び県選出国會議員、また九州を統括する国土交通省九州地方整備局と国土交通省から本県への出先機関となる熊本河川国道事務所に対して要望活動を行っております。要望は河川全般にまつわる内容と緑川水系に諸点を当てた内容とがあります。そのなかにおいて本町に関連するものを抜粋して申し上げます。

一、支川加勢川の流下能力向上。これは河道掘削の推進を指します。

一、市町が計画する内水対策（排水ポンプ）への取り組みへの支援。本町に関しましては既存排水ポンプの能力向上を指します。

一、治水上支障となる河道内の土砂堆積や繁茂する樹林に適切に対応し、利活用促進にもつながる河川管理の推進

一、緑川におけるかわまちづくり支援制度の継続的な推進と沿川自治体を実施する事業への協力・支援

一、迅速かつ的確な水防活動や事前準備に資する水防拠点整備

となります。

なお、昨年8月の豪雨では県管理の矢形川周辺で住宅地への内水被害を確認しておりますが、国管理河川の加勢川にて実施する河道掘削等により、洪水時の水位を低減することで、矢形川等の上流域においても内水被害の軽減に寄与するものと考えております。

今後も安全・安心なまちづくりを目指し、継続して沿川自治体と協同して要望活動を行ってまいります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ご回答ありがとうございました。例年、年に数回ほど多岐にわたり治水対策についての要望を行っているということでございました。我が町は周囲が河川に囲まれた町でもございます。古くから住んでいる町民の方なら水害常襲地帯であったということも記憶をされております。その脱却のために歴代の町長を筆頭に長年、国や県に対して要望を続けてこられた経緯もありますので、町長には引き続き粘り強く、要望活動を行っていただきたいと思います。そのうえで、本町は水害脱却をした町として自負をしていたところでございますけれども、昨年も水害になりましたので更なる対策が不可欠であると再認識をさせられたところでもあります。また、住宅地等の水害については所管窓口が国交省ということをお聞きしております。農地の被害については当然ながら農水省の管轄になるというふうにお聞きしております。はじめに質問したとおり、昨年の水害被害では農地のほうが広範囲に被害を受けました。本町は水害脱却に合わせて、畑作物である大豆の栽培に取り組んできております。昨日、JAのほうで支所別の座談会で大豆の計画目標に対する収量の数値が出ておりました。計画目標の3割から4割しか昨年は大豆のほうが収穫できなかったと聞いております。そういうなかでやむなく水害のために収穫前に打ち込んだ圃場もたくさんございました。そこでもう少し具体的な対策も含めて、解答できる範囲で結構ですので、担当課、建設課長もしくは農政課長の実務的なご回答があれば助かりますけれども、よろしくお願ひいたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） 建設課長の橋本でございます。9番 川野議員の質問にお答えします。

緑川流域におきましては気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」に取り組んでおり、「流域治水プロジェクト2.0」を令和8年5月に策定・更新して取組を推進しています。

流域治水プロジェクトには、① 氾濫を防ぐ・減らすための対策、② 被害対象を減少させるための対策、③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を3本柱として取り組み内容を位置づけており、本町関係におきましては、① 氾濫を防ぐ・減らすための対策として国土交通省において加勢川の河道掘削が進められており、本年度も継続して実施される予定と伺っております。② 被害対象を減少させるための対策としましては土砂災害特別警戒区域からの移転促進に取り組んでおります。③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策としましては、民間企業や小学生への防災普及活動や防災情報を一元的に確認できるよう本町ホームページなどの充実を図るなど取組みを進めております。

先ほども申し上げました、排水ポンプの能力向上のハード的な部分及びこのようなソフト的な部分を併せて今後とも町独自の具体的な治水対策として、流域のあらゆる関係者と協働して、流域治水の取組みを推進してまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○農政課長（牛嶋寿男君） 議長。

○議長（境野隆文君） 牛嶋農政課長。

○農政課長（牛嶋寿男君） 農政課長の牛嶋です。よろしく願いいたします。先ほどの川野議員のご質問にお答えいたします。

令和7年8月豪雨では400haを超える農地が冠水し、大豆圃場においては一部が枯死するなど大きな被害が発生しております。そのため、治水対策としましては大雨等による農地への被害を未然に防止するための一つの手法である農業用排水機場の整備について現在情報を収集している状況でございます。整備場所としましては、三郎無田排水門を想定しているところでございます。

事業費についてはポンプの処理能力、台数等で大きく変動しますし、用地の取得なども必要になると思われ、現時点では申し上げられる状況にはございません。また、市町村の負担割合については採択される事業で異なりますが、10%から20%程度と思われまいます。

参考として現在整備中の事例を二つご紹介いたしますと、一つ目が熊本市南区富合町にある上杉排水機場ですが、総事業費26億円、熊本市の負担割合は18%ということでありまいます。二つ目が氷川町にある若洲排水機場ですが、総事業費30億円、町及び地元の負担割合は18.2%となっており、いずれも老朽化による更新となっており、単純比較はできませんが昨今の物価高騰を加味すると相当の負担を強いられることが予想されます。

加えて、排水機場は設置費のみならず、設置後の維持管理費も必要でありますのでニーズや費用対効果の観点も含め、慎重な判断が必要であると考えております。以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 建設課長と農政課長のほうからご回答いただきました。それぞれ水害防止のための取組みをされているというということでございました。私も農業をやっているわけでございますけれども、昨年は皆さんご承知のとおりお米の値段が非常に高く、お米を作って今年はよかったなと思っていた矢先に水害のあと大豆の収量が激減したということで、良い部分と悪い部分の一緒の年でございました。

今、予算計上もしていますが、JA 上益城のカントリーの大豆共乾施設の増築工事というのも数億円かけてやってございます。せっかく農家としては作付けした作物が水害等によって収穫ができないということは非常に意識的にも落ち込むような状況でございますので、ぜひとも今後とも粘り強く国に対して要望を行っていただきたいというふうに思います。

次に、消防団員の確保のための町の取り組みについてお尋ねします。団員の減少が顕著になってきておりますが、具体的な対策を講じているのかお尋ねします。

○議長（境野隆文君） 1時間ちょっと経ちましたので、ここで一旦5分間の休憩をとりたいと思います。途中ではありますが、ここで5分間休憩をとります。5分後には開きますのでよろしくお願いいたします。

休憩 11時07分

○議長（境野隆文君） 全員お揃いですので、休憩に引き続き一般質問を開始します。川野議員の質問を許します。

○9番（川野伸一君） 次に、消防団員の確保のための町の取り組みということでお尋ねいたします。

消防団員の皆様においては、別途仕事をもちながら有事に対応すべく日頃より消防活動に励んでおられることに敬意を表したいと思います。しかしながら、以前からすると人員の減少が顕著になってきていると思われます。これは全国的な問題でもございますが、郡内他町では人員確保に向け独自の取組みをされているというふうにお聞きしております。本町としてこの問題に対し具体的な対策を講じているのかお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 9番 川野議員の質問にお答えします。

ご質問のとおり、地域防災力の中核を担う消防団にはますますの期待が寄せられるなか、全国の消防団員数は社会全体の人口減少や少子化の進展、被用者の割合の高まり、若年層の価値観の変化等を背景に減少の一途をたどり、平成27年10月1日に864,075人であった消防団員数は令和7年10月1日現在で735,743人となっており、当町でも消防団員数は目標団員数の370名に対し、現団員数は270名という現状です。

このようななか、令和7年1月に総務省消防庁から消防団員の確保に向けたマニュアルが出され、さらに令和8年1月に消防庁長官より消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項についての通知があり、消防団の体制強化のほか、団員確保のためのさまざまな施策への取組みが期待されています。

町においては毎年、広報紙やホームページでの団員募集や消防団活動の紹介に加え、令和4年度に団員の年額報酬を消防庁が設定する標準額まで引き上げ、かつ団員個人への直接支給とするなど処遇改善を実施しました。また、令和7年1月に「嘉島町消防団応援の店実施要綱」を制定し、消防団員等に対し自主的に優遇サービスを提供し、消防団員を支援することで消防団員の退団の抑制や入団促進を図る制度を採用入れると共に同年11月には「嘉島町学生消防団活動認証制度実施要綱」を制定し、消防団活動に取り組んだ大学生、大学院生又は専門学生等について功績の認証をすることで就職活動を支援する制度を創設するなど団員確保に向けた取組みを強化してまいりました。

今後は団員の負担軽減や入団しやすい環境づくり、さらに地域貢献や地域内の交流につながることや消防機器や救命処置に関する知識やスキルが習得でき、資格取得における優遇措置など消防団の魅力を明確化し、今後もPRを強化してまいりたいと思います。

世代間の価値観の違いがあるなかで消防団の伝統と指揮命令系統を重んじながら、団員確保のための福利厚生の実施や積極的なコミュニケーションを行う場の提供などバランスを取りながら両立させていく必要があるため、時間を要するとは思われますが、国が展開する施策を積極的に活用し、関係する皆様方のご協力を賜りながら取組みを進めていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ご回答ありがとうございます。

この消防団の減少による、一般質問においては昨年来、各議員さんのほうでも質問があったとは思いますが、そういうなかではございますけれども、今年3月の消防出初式に参列をさせていただきましたけれども、非常に団員の方の人数が少ないのに改めて危機感を感じておりますので、質問をさせていただきました。町長の回答のほうに消防庁より団員確保への取組みなどのマニュアルが示されているということでございました。各町村で状況が違うのは当然でございまして、一律にマニュアルどおりとはいかないというふうに思いますが、1つの参考にはなるのではないかなというふうに思っております。そのうえで本町では消防団員の対象となる年代の人口については、ある程度余裕があるのではないかなというふうに思います。問題はその年代の町民に、いかに消防団が大事な組織であるかをPRすることだと感じております。例えば、消防団員に対して必要な資格取得、先ほど町長のほうも答えられましたけれども、そういう資格取得の助成制度を設けたり、または町内における企業に消防団員組織を設けていただいたり、近年ほかの町なんかでも増えてきておりますが、女性への消防団を設けたりとかいろいろな方法があるのではないかなというふうに思いますが、なにか具体的に嘉島町ではこういうのがいいんじゃないかなというのもしございましたら具体的な回答をお願いします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） ただいま、ご質問いただいた川野議員にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、いろいろな方策を検討しておりますが、団員の減少は全国的な問題であり、難しい課題だと感じております。そこで、団員数を増やすこと以外の方策も考えております。まず、消

防団の基本的な使命は地域の安全と初期消火活動にあると考えております。

初期消火に対する取組みを行うということで役場に消防団を設置できればと考えております。役場消防団を設置するためには人員の確保及び積載車等の消防用具の確保等いろいろな問題がありますので時機をみて実行したいと考えております。

また、地域防災力の強化を目的に防災士の資格取得に対する補助を行い、取得者の増加を図りたいとも考えております。消防団員の方々にもぜひ防災士の資格を取得していただき、スキルアップにつなげていただけたらと考えております。このように消防団員の増員だけでなく、地域防災力の強化をどのように行うか、嘉島町に住んでよかったと思えるような方策を今後におきましても検討していきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ご回答ありがとうございます。

いろいろなやり方は当然あると思います。なかなか簡単に消防団員がすぐ増えるかというとなかなか難しい部分もございますが、何もしないとますます減少傾向が続くのではないかなというふうに思っております。今、町長のほうから資格取得についての防災士とかいう部分もございます。ほかに実践的な部分で言うと心肺蘇生とかにおいては半日程度講習を受けたら、認定証を消防署のほうからいただいたりとか、水害時あたりの例えば冒頭捜査できるような、具体的には小型船舶なのか分かりませんが、そういうものだったりとか、例えば大型の特殊車両の資格についての補助とか消防活動に対して携わるような資格もございますので、町として検討していただければというふうに思っております。それから先ほども言いましたけれども、女性の消防団を作るといのはなかなか難しいとは思いますが、やはり他町ではそういうものを立ち上げておられますので、そういうものも参考にさせていただいて、初期消火とかどうのことではなくて、いざ災害があったときに必要になる物資の搬入とか避難所の開設の手伝いとかいろいろな部分で役に立つんじゃないかなというふうに思いますので、幅広い部分で対応をお願いしたいなというふうに思います。以上で2問目の質問は終わらせていただきたいと思います。

それでは3問目に入ります。未整備水路の環境衛生対策ということで、お尋ねいたします。

この質問に関しては、平成29年第4回定例会において質問させていただきました。町内における未整備のまま放置されている水路について町のほうの方針をお伺いしたいと思います。

本来、水路は国有財産ではございますけれども、現在はその財産を各町村へ移譲されて、その管理を各区のほうにお願いしているということでございます。農業用排水路のように整備された水路については区役等で維持・管理がされておりますが、もう数十年以上未整備のまま、水路に雑木等が生えたようなところについてはぜひとも町の予算で整備されていくのが当然じゃないかなというふうに思いますので、改めて町の見解を伺います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 川野議員の質問にお答えします。

未整備水路の大半は法定外水路という位置づけとなり、河川法の適用・準用を受けない生活水路及び農業用水路となります。本来は国有地だったものが地方分権一括法の施行により当該公共物が存在する市町村へ無償譲与されました。法定外公共物は地域生活に密着したものが多くを占めるため、日常的な維持管理はその利益を受ける地元住民や受益者が行うのが一般的とされています。よって、町に対して法定外公共物の維持管理に関する要望が寄せられた際にはその旨をご理解いただき、行政区または受益者による維持管理をお願いしているところです。しかし、昨今の少子高齢化の影響や農業従事者の減少も相まって、法定外水路の除草作業や堆積泥の除去など維持・管理が追いつかない現状の解消を町へ要望されるケースも増えてきております。この状況を受け、地元住民や受益者による人力作業では困難と思われる水路敷内の作業に限り、令和7年度から新たに確保した予算により町が作業の一端を担うこととし、区が抱える問題を多少でも解消するように努めています。

また、要望のなかには一般的な維持管理以外に機能向上などの改修を求められるものもあります。しかし、このようなケースは予算規模が比較的大きくなる傾向となりますが、さまざまな事情があることも拝察しますので、状況や要望に至るまでの経緯などを確認させていただき、その後の対応を協議、検討させていただければと思っています。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ご回答ありがとうございました。

今回質問をさせていただきました、実は私の地元の下仲間地区においてそういうケースがありまして、ちょっと町のほうに相談をさせていただきました。水路の整備について担当課とやりとりをするなかで、どうしてもそれはちょっと違うんじゃないかなというふうに感じるところがございましたので、今回質問させていただいたんですが、まず法定外公共物というのは国から各市町へ譲与されたその管理を各区にお願いしてとのことでございますが、もともと国から譲与された時点において、先々どうしてもこれは整備が必要になるんじゃないかなというのは、ある程度町行政としては把握しておかないといけないような部分ではあったんじゃないかなというふうに思っております。また今回相談した内容だと今、町のほうの予算付けされてる水環境課のほうで下排水路整備事業というのがございますけども、地元受益者負担が2割ということでございました。で、大きな集落は区の予算もある程度余裕があると思いますけれども、やはり集落自体で規模もだいぶ違いますので、それではなかなかそういう事業はできないんじゃないかなというふうに思ったような状況でございます。例えば、2割を各区のほうで負担して、この整備事業を進めたいといった場合に要は8割を町のほうが助成するっていうかたちになりますけれども、その8割を助成する町の予算も本当に大丈夫なのかなというふうな部分がございますので、やはりもともと国が所管していた国有財産でございます、この水路を整備していくという部分においては、何らかのやはり国・県あたりの補助金を使えるような制度を探していただく、もしくはそういう制度がなければこういう実情に合わせた補助金を作ってくれというふうに国のほうに要望していくということが非常に大事じゃないかなというふうに私は思いましたので、今回質問させていただきました。いずれにせよ嘉島町内においてそういう未整備の水路が結構あるというふうにお伺いしておりますので、これは計画的に進めていかないとなかなか簡単にできるような問題ではないと思いますので、ぜひ町のほうでは計画性を持って環境衛生につながる部分でございますので、整備を推進していただきたいというふうに思います。私のほうの質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、川野議員の質問を終わります。しばらくお待ちください。

議員各位にお知らせいたします。ただいま議会運営委員長と質問者 増岡議員との相談をいたしました。午前の部の時間が差し迫っており、質問の内容趣旨からすると相当な時間を要するかと考えられますので、午前の部はここで一旦区切りをし、午後の部を1時15分より開廷するということに決まりましたので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは午前の部はここで一旦終了し、午後の部1時15分には開廷いたしますのでよろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

休憩 午前12時38分

○議長（境野隆文君） 定刻より若干早うございますが、午後の部を始めたいと思います。引き続き、一般質問を開催いたします。8番 増岡 司議員の質問を許します。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 皆さんこんにちは。8番 増岡でございます。通告に従いまして、質問をただいまから行います。

今回はゆうすいの杜を核としましたまちづくりについて質問を行います。ゆうすいの杜につきましては計画面積70.8haを土地区画整理事業として進められております。しかし、この事業は次のような課題と可能性の両面を持っております。それは大きく3点を挙げることができます。まず大きな1つ目といたしまして、ゆうすいの杜の土地区画整理事業の早期完了を求める声が非常に強いということでございます。これは高齢地権者の不安がある。そして、厳しい財政状況のなかでの保留地処分金頼みの財政構造であるということで、この区画整理1400の大規模な計画ということでございます。大きな2つ目でございます。TSMC進出を契機に熊本県が熊本サイエンスパーク構想を推進しております。今日の新聞の報道でございますけれども、これが今日の報道ということで熊本サイエンスパーク計画ということで、中核拠点の運営法人設立

へと。そして、産学官連携を推進するというような報道でございます。この構想は菊陽町・合志市だけではなく県内分散型であるということが最も重要でございます。そして大きな3つ目、これは人口減少社会のなかで嘉島町も将来の人口減少は避けられないということでございます。ゆうすいの杜のポテンシャルを生かし、企業誘致など積極的な戦略が必要ではないかということでございます。この大きな3点について、ゆうすいの杜の将来像を町長はどのように考えておられるのか順次これから質問を行ってまいります。

まず大きな1つ目、ゆうすいの杜の土地区画整理事業の早期完了についてでございます。ゆうすいの杜土地区画整理事業は1400区画という大規模な事業であり、保留地処分金と一般財源を主要財源として進められております。一方で高齢の地権者からは自分たちの時代で事業が完了するのかという切実な声があるのはたしかでございます。まず、現時点での事業の進捗状況と町として見込んでいる事業完了時期について公式な見解を伺います。

そして次に、保留地処分の状況が事業完了時期を左右することは明らかでございます。現在の保留地の販売率、価格設定の考え方、販売方法やターゲット層の想定などについて町としてどのような戦略を持っているのかお伺いいたします。

また、事業の長期化を防ぐために販売促進策や価格の見直し、用途の柔軟化など完了時期を前倒しするための具体的な検討は行っているのか伺います。

そして最後に、地権者の多くが高齢化しております。自分の目の黒いうちに事業が終わるのかという不安は多くの地権者が考えていることでございます。町長はこのことをしっかりと念頭に置いていただきたいと思います。

単なる感情論ではなく、時間的な制約を伴う切実な問題でございます。事業の長期化は行政に対しての信頼にも直結いたします。町長は行政運営を担うものとして、地権者や住民に対して事業完了の見通しやリスク、そして今後の方針を定期的かつ分かりやすく説明する場を設ける考えはないか伺います。町長、どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 8番 増岡議員にお答えします。

ゆうすいの杜は「人と自然がふれあうにぎわいのある街」をコンセプトに平成26年に事業着手し、順次事業を進めているところでございます。現在の進捗状況についてですが、平成28年熊本地震後に事業区域内に断層があることが新たに判明したことから調査と道路線形の見直しなどを行い、令和7年6月に議会の承認を受け、1-1工区の造成工事に着手しました。1-1工区は面積が約5ha、約120区画を整備する計画で、令和9年3月完成を目指し整備を進めており、本定例会にも擁壁設置工事請負契約の締結に関する議案を提出させていただいているところです。当該工区完成後には約60区画の保留地販売を予定しており、販売に向けた準備を進めてまいります。全体の事業期間につきましては第3回変更により、現時点で令和15年3月31日までとしておりますが、地権者のご理解をいただき、事業期間の延伸を行いながら進めてまいります。

また、保留地処分の状況でございますが、既に施工が完了しております1-2工区につきまして第1期販売として、令和3年度から令和6年度にかけて販売を行いました。予定しておりました56区画全ての販売が済み、販売率は100%となっております。今後の販売方法等につきましては土地鑑定評価に基づく適正な価格設定を行ったうえで第1期販売同様にゆうすいの杜まちづくり運営委員会に加入しているハウスメーカーへの直接販売や一般公募による募集などを行い、子育て世帯や移住層などを中心に販売を進めていければと考えております。しかしながら経済情勢とともに工事費用も増大しておりますので、価格設定の検討や事業早期完了のため商業区域の拡大などについても検討を行う必要があると考えております。

また、ご質問にありましたように地元地権者の不安の声があることも認識しておりますが、ゆうすいの杜を中心としたまちづくりは嘉島町の将来を左右する重要な取組みとなります。今後の社会情勢に注視し、経営意識やコスト意識の徹底を図りつつ、事業進捗状況について住民の方々に町ホームページや広報誌などで周知するとともに地権者の方々に丁寧な説明を行いながら、ゆうすいの杜の魅力を最大限に活かし、住みよさと活力を兼ね備えたまちづくりの実現に向けて努めてまいります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 次に大きな2つ目といたしまして、先ほどここに提示しました熊本サイエンスパーク構想と嘉島町の位置付けについてでございます。TSMC の進出を受けまして、熊本県は熊本サイエンスパーク構想を掲げ、菊陽町・合志市を中核としつつも県内分散型として関連産業や研究開発拠点そして人材

育成の場の立地を促進するとしております。この構想に関して、県から嘉島町に対してどのような説明や情報提供がなされているのか。また、県の構想のなかで嘉島町が担い得る役割について町としてどのように認識しているのか伺います。

次に嘉島町は地理的条件や交通アクセスの良さ、自然環境の豊かさ、そしてゆうすいの杜をはじめとする土地のポテンシャルを有しております。こうした強みを踏まえて、例えば研究開発拠点、サテライトオフィス、関連企業の事務所あるいは大学などの人材育成拠点など具体的な立地可能性について議論されたことがあるのかお尋ねします。また、逆に町から県に対して嘉島町としてこういう役割を担いたいといった積極的な提案そして要望を行ったことがあるのかその内容も含めて伺います。

そして最後に、熊本県はこのサイエンスパーク構想については1箇所に巨大な施設を集中させるということではなく、機能を複数の拠点に分担・連携させる県内分散型を掲げております。手を挙げる自治体と手を挙げない自治体とのあいだで、将来の産業の集積や税収、雇用に大きな差が生まれる可能性があります。嘉島町がこの流れのなかで埋没するのか、それとも一端を担うか。今現在での意思決定にかかっていると考えます。嘉島町として熊本サイエンスパーク構想に積極的に関わり、嘉島町の役割を明確に位置づけていく考えがあるのか町長のリーダーとしての見解を伺います。町長、お願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員にお答えします。

くまもとサイエンスパークは熊本県が2025年に策定した「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」に基づく広域構想ですが、現在半導体産業を中心に合志市・菊陽町・大津町・菊池市など複数拠点で機能を分担する「分散型サイエンスパーク」として展開されているところですが、この件に関して熊本県からの具体的な説明などは行われておりません。しかしながら、今後も分散型での事業推進が見込まれますので、将来的な展望に注視しながら、嘉島町の役割について検討するとともに、とりわけ、ゆうすいの杜は町の将来戦略になる区域であると考えておりますので、自然と調和のとれたゆうすいの杜の魅力やインターチェンジなどへの交通アクセスの良さなど、嘉島町が持つ地域の利点を生かした関わりができないかなどについて検討してまいりたいと思っております。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） このサイエンスパーク構想は熊本県が策定いたしまして、将来にわたって進める地域分散型の構想でございます。先ほどのご回答のとおりでございます。我が町にそのチャンスは十分あると考えます。町長は県庁に出向き、県の意向や企業の動向を把握して、チャンスを生かす取組みをすべきと考えます。企業誘致は、これから熊本県あるいは企業に積極的な姿勢をみせなければ振り向いてはくれません。ここのところはどうぞ、町長よろしくをお願いいたします。

それでは次に進みます。大きな3つ目でございます。

人口減少社会における嘉島町の将来戦略と企業誘致についてでございます。人口減少社会のなかで嘉島町も将来的な人口減少は避けることができないと私は考えております。このようななかで私はゆうすいの杜は住宅地としてだけではなく産業・研究・商業・交流・学術など多様な可能性を持つエリアであると考えております。町として、将来の人口減少を見据えたうえでゆうすいの杜を含む町全体の土地利用をどのようなコンセプトで考えているのか。長期的なビジョンや基本方針があれば示してください。そして、人口減少のなかで安定した税収と雇用を確保するためには、企業誘致や研究開発拠点の誘致が重要な柱になると考えます。鍋田町長は企業誘致に関して県や関係機関との連携体制、企業向けの情報発信プロモーション活動などを積極的にやっていくべき立場にありますが、どのような活動をやってこられたでしょうか。例えば、県の担当課に出向き、嘉島町の可能性を探るなどやってこられたでしょうか。その活動が企業の誘致につながったのかお尋ねをいたします。そして3つ目に、このゆうすいの杜は自然環境に恵まれた住宅地であると同時に嘉島町の将来を支える成長エリアにもなりうると考えます。人口減少に強いまちづくりを実現するためにゆうすいの杜をどのような機能を持つエリアとして育てていくのか。例えば、企業・研究機関・教育機関・商業・住宅が共存するような複合的なまちづくりの可能性について町長としてのどのようなビジョンとロードマップを描いておられるのかお伺いをいたします。お願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員にお答えします。

ゆうすいの杜は本町が誇る豊かな湧水環境と自然共生型の都市空間を象徴するエリアであり、嘉島町の将来像を体現する重要な拠点であると認識しております。本町ではこれまで開発において「自然と調和した暮らし」「安全・安心」「持続可能な地域経済」を柱として取り組んでまいりましたが、ゆうすいの杜はその中心的役割を担う地域であります。

ゆうすいの杜を核とした将来戦略は単なる開発計画ではなく、嘉島町の未来を形づくる総合的なビジョンであります。町の総合計画や現在作成中の嘉島町都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ、住民の声に耳を傾け、関係機関などと連携しながら持続可能なまちづくりを着実に進めてまいります。

また、社会情勢の変化や住民ニーズを踏まえ、商業施設区域の拡大やくまもとサイエンスパーク構想を視野に入れた関連企業や研究施設、人材育成拠点の誘致など必要に応じて計画の見直しや改善を行い、柔軟かつ機動的に対応してまいります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 本日の質問は、ゆうすいの杜の早期完成、そしてサイエンスパーク構想との連動、また人口減少時代の嘉島町の将来戦略という嘉島町の未来に直結する課題を取り上げました。

町長には今日の答弁を単なる説明に留めることなく嘉島町の未来を形づくる行動へとつなげていただきたいと思います。ゆうすいの杜を嘉島町の新しい時代を切り開く拠点として育てていただくことを強く期待し、次の質問に移ります。

次の質問は、嘉島町が進める行政運営組織の効率化についてでございます。行政を運営するには最小の経費で最大の効果を上げるという原則に基づき、住民福祉の増進のために効率的効果的かつ無駄のない組織構造と運営体制を維持・強化することが求められます。町長は職員一人ひとりが経営者意識と責任を持って、健全な財政運営に努めていくと宣言しておられます。これをどのように進めるのか具体的に示してください。まず、具体的な行財政改革の策定と推進体制についてでございます。私はこれまであらゆる方向から行財政改革の必要性を訴えてきました。先般、町長自ら財政がこれほど厳しいとは知らなかった、行財政改革に取り組むと宣言されました。すでに改革案の策定と推進体制が整えられていると考えます。具体的に示していただきたいと思います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員の質問にお答えします。

まず、嘉島町が進める行政運営組織の効率化について、その中核となる行財政改革案の策定状況と推進体制についてお答えいたします。現在、我が町では行政運営の効率化を図るため、推進体制を整えております。具体的には教育長をはじめとし、各課長、室長、事務局長及び主席審議員を構成員とする行財政運営委員会を設置し、令和9年度からの当初予算ベースでの5年間のシミュレーションを作成しております。

今後、行財政運営委員会を通じて現状の業務フローを洗い出し、事業の優先度等を考慮し、改善点を明確にしたいと考えております。また定期的な進捗報告会を開催し、議員の皆様にも随時情報提供を行うことで透明性を確保していきたいと考えております。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 次に、この行政運営組織の中核となります職員の定数と会計年度任用職員数の数についてお尋ねをいたします。それぞれの自治体で行政を運営するために職員定数が定められております。我が町の現在の職員定数は110人ということで、これは令和6年度に定数条例が改正されて現在の数値ということになっております。令和8年度の現在の職員の実人員は106人ということでございます。総務課長この数字は間違いありませんか。ありませんね。はい。

令和8年度は定数内ではありますが、新規に10人が正規職員として採用がありました。一方では、令和7年度の一般行政職の会計年度任用職員数は80人でありました。正規職員数の増加に対して、会計年度任用職員の数はどうに変化したのか。最小の経費で最大の効果を上げる行政原則に即しているのかお尋ねをいたします。加えて会計年度任用職員の具体的な職責と処遇を示してください。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） ただいまの増岡議員の質問にお答えします。

職員定数と会計年度任用職員数についてお答えいたします。まず、令和8年度の10名の新規職員になり

ますが、退職者補充、上益城広域連合等への派遣、課の新設や不足していた技師の採用などさまざまな要因があります。行政課題への対応強化や組織体制の充実、住民サービスの向上等を目的としての増員であります。また、人口増加等により行政需要が拡大しており、加えて近年は育児休業を取得する職員も増えており、職員が安心して仕事と子育てを両立できる勤務環境の整備のための採用であります。

次に会計年度任用職員数についてお答えいたします。令和7年度における会計年度任用職員数は80名であり、令和8年度では83名の3名の増員となっております。これは教育支援センターの充実や特別な配慮を要する児童生徒への支援のためなど学校支援のための増員が主なものとなっておりますが、一般行政職としての会計年度任用職員数は減となっております。

今後におきましても行財政改革を推進するためにも最小の経費で最大の効果を掲げる行政原則に基づき、効率的な人材配置を進めるため、必要な専門性、費用対効果などを常に考えて検討を行い、正規職員と会計年度任用職員それぞれの特性を活かした適切な任用に努めてまいります。

最後に、会計年度任用職員の職責と処遇についてお答えいたします。会計年度任用職員とは地方公務員法に基づき任用される一般職の非常勤地方公務員です。任期は最長1年で主に専門的な知識を要する業務や正規職員の補助的な業務等を担います。近年は期末勤勉手当の支給や給与の遡及適用の是正など処遇面についても改善されております。

このように嘉島町では行政運営組織の効率化に向けて、行財政改革の推進体制を整え、職員の適正配置とを行い、より良い行政サービスの提供を目指したいと考えておりますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 私はこれまで活力あるまちづくりのために一貫して行財政改革の必要性を訴えてきました。町長は行財政改革を単に決意ということに留めることなく、これからスピード感を持って改革への具体化を行動で示していただきたいと思います。今回の発言を必ず実行につなげていただきたいと考えます。町長には改革を進める覚悟と責任をこれからの行財政運営でしっかりと示していただくことを強く求めます。以上で、私の質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、増岡議員の質問を終わります。続いて、10番 森田 義雄議員の質問を許します。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） こんにちは。2点ほど質問させていただきたいと思います。

まずは1点目ですけれどもネーミングライツの募集推進について、現在本町ではネーミングライツいわゆる施設命名権をお願いしているのは総合運動公園のみですが、財政的に厳しい状況にありますのでいろいろな施設についてもネーミングライツを募集することで財政運営の一助になるものと思いますので、ネーミングライツを推進する考えはないかお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 10番 森田議員の質問にお答えします。。

ご質問のネーミングライツの導入についてですが、近年、自治体においても財源確保の一手段として大いに活用されています。本町におきましても令和3年度に広告掲載要領を制定し、熊本トヨタ自動車株式会社とネーミングライツ契約を締結し、愛称「くまトヨスポーツパーク」の利用が令和4年度から開始されております。

財政状況が厳しいなかで持続可能な財政運営を図るため、多角的な財源確保策を検討していく必要があると認識しており、今後他自治体の事例も参考にしながら対象施設の選定や収入見込みの試算など必要な調査・検討を進めてまいります。

また、このネーミングライツは企業にとってのPR効果やイメージアップの効果も期待でき、官民双方にメリットを生み出す手法でもありますので、議員の皆さんのご理解とご協力をいただき、取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） 町長より回答をいただきましてありがとうございます。

令和3年度に広告掲載要領を制定されて、4年度から利用開始をされたと。同年に町総合運動公園に熊本トヨタ自動車販売株式会社とくまトヨスポーツパークという名称で契約が成立しておりまして、その後は1件も契約が成立しておりません。先ほど言いましたけれども、企業を探すのは大変だと思います。そうではありますけれども町内にある大きな企業、サントリーとかイオンあるいは企業販ふるさと納税による寄附をされる企業あたりに当たってみるのもいいんじゃないかというふうに思いますし、企業にとっても先ほど町長も言われましたけれども、PR 効果やイメージアップの効果が必ずあると予想されますし、町にとっては財政的にも助かりますので、ぜひ推進されることをお願いして1問目の質問を終わります。

続きまして2問目ですけれども、物価高騰に伴う給食費への影響についてお尋ねします。中東情勢の混乱の長期化に伴い、原油価格が値上がりし、ガソリン価格は高止まりしております。特にナフサ不足は深刻でいろいろな物が高騰しておりまして、企業もいろいろと模索をしているようですが、今後においても物価高騰への不透明な状況が続く可能性があります。給食費の原材料も当然のことながら高騰し、調達にも悩まれて居られるのではないかと予想しておりますが、給食費の価格等への影響についてお尋ねします。よろしくをお願いします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 学校教育課長の中富です。よろしくをお願いします。10番 森田議員のご質問にお答えいたします。

中東情勢の混乱が長期化するなかでの原油価格の高騰は私たちの生活にさまざまな影響を及ぼしております。議員のご指摘のとおり、給食センターにおける食材費にもその影響が現れており、大変憂慮しております。

特に懸念している物資として牛乳が挙げられます。今年度の予算編成後に県の学校給食会から今年度使用する主な物資の価格が提示されました。昨年度と比較して年間で100万円程度増加することが見込まれております。これは飼料や肥料の高騰、さらにはエネルギーコストの増大が要因と考えられます。牛乳以外にも値上がりしている食材はございますが献立や食材の見直しなどでコスト削減に取り組んでおります。しかし、牛乳はほぼ毎日提供しており、栄養価的にも給食に欠かすことのできないものとなっており、原油価格に加えて猛暑等の自然災害による更なる価格上昇とならないか懸念しているところでございます。

今年度から保護者の給食費負担を軽減するために開始された国・県の交付金に町単独分の補助金を上乗せするかたちで補助金をいただいております。給食センターといたしましては給食の質を落とすことなく、これまで同様コスト意識を持って安心・安全な給食提供に努めてまいります。今後は原材料の価格に関する情報収集を行い、国の動向を注視しながら必要に応じて今後の給食費に関する取り扱いを議会、財政当局、保護者と協議させていただきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） 今、中富学校教育課長から中東情勢の混乱の長期化に伴い、給食用食材にも影響が現れ、大変憂慮しているという回答がありました。特に牛乳の値上がりが顕著で、昨年と比較すると年間100万円程度の増加が見込まれるということでございますけれども、牛乳は栄養価的にも学校給食には欠かせないものと私も思いますので、これは毎日提供されています。牛乳、米、冷凍食品等は熊本県学校給食会と年度当初に年間契約をしており、これまでは安くなっても高くなっても途中で契約の変更はなかったと行われていないということを聞いておりますけれども、今後の情勢ではちょっと今までとは違いますのでどうなるかは未定だというふうに私も考えております。それ以外の野菜類、肉類等は町内の業者さんのほうから納入をされておりますので、仕入値が上がれば当然値上げの可能性もあるというふうに思います。

近年の食品の値上げ品目を見ますと、2024年が1万2,520品目ありまして、25年が2万609品目、26年度になって一時値上げラッシュは落ち着いたように見えましたけれども、4月からはまた中東情勢の影響によりまして徐々に値上がりをしておりまして、今年も2万品目前後の値上りするのではないかとというふうに予想されております。

物価高騰対策として、6年度は児童生徒1人当たり月に500円、年間で5,500円、7年度は1人当たり月に700円、年間で7,700円が国から助成されておりましたが、今年度は児童1人当たり月5,200円の補助があつておりますので、物価高騰対策としての助成があるかどうかは今のところ不透明な状況だろうと思います。助成がない場合は一般財源での手当というふうになりますけれども、これはいくらになっても町が負担する

のか。我々、給食特別委員会としては去年の年度末、補助以外の分は保護者負担でという提言書を町長のほうに出したと思いますけれども、これはいくらになっても、そのときは200円は一般財源で見ますと。そのときはある程度、物価は落ち着いていたということになりますけれども、ここにきて中東情勢がこういう状況ですので、これからいくら上がるかというのは全く皆さんも検討がつかないと思いますので、いくらになってもその差額はすべて町が負担するのかということをお尋ねしたいと思いますが、通告をしておりますけれども町長のお考えとして、上がった分はすべてみるのかどうかということをお答えいただけるならばと思いますけれども、よろしくお尋ねしたいと思います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 質問いただきありがとうございます。給食費等無償化検討委員会等で検討しながら、また答えを出していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） 今、給食費等無償化検討委員会等でということでございますけれども、値上げ分を町がすべて負担するということになった場合は保護者、財政担当者、議会とも十分協議をいただきますようお願いをしたいというふうに思います。これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、森田議員の質問を終わります。続いて、3番 穴井 智子議員の質問を許します。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 改めまして、皆様こんにちは。3番 穴井 智子です。私からは2点質問させていただきます。

まず1点目、くまなびの日というものがありまして、くまなびの日についての取組みについてお尋ねいたします。熊本県教育委員会の取組みとして子どもが保護者とともに郊外で体験的な学習活動を行うとき欠席とはせず、「出席停止・忌引き等」とするとあり、対象は中学校、高等学校、特別支援学校の子どものすとありますけれども一応小学校も該当になっております。

本件について、どのようにお考えをお尋ねしたいと思います。その質問の要旨としましては、熊本県教育委員会では、令和6年度から子どもと家族と一緒に過ごす時間を確保する新たな学び方として、平日に保護者と過ごす活動等を学校欠席扱いとしない制度の導入が進められました。社会全体で働き方や価値観が変化するなか、家庭での体験や学びを尊重する取組みとして進められてきました。一方で、本町では現在のところ導入には至っておりません。慎重に進めるべきものではあると思っておりますけれども、本町の今後のお考えをお尋ねいたします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 3番 穴井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のくまなびの日についての目的や趣旨につきましては、穴井議員がお述べになったとおりであると認識しております。教育委員会といたしましても本制度の導入に向け、前向きに検討を行っております。

導入にあたっては保護者への周知はもちろん、学校側の制度への準備が必要になります。具体的には例外的に認めることができない学校行事やテスト期間をあらかじめ決めておくことや事前届出の方法等について検討しておく必要がございます。

熊本県をはじめ、先行して導入している自治体の事例を参考にしつつ、本格導入の前に試行期間を設けることで実際の運用状況や保護者・地域の反応を見ながら、制度の見直しや改善点を洗い出し、よりスムーズな導入を図ることができると考えています。今年度中できるだけ早期に試行期間の導入を目指していきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） くまなびの日についてご答弁ありがとうございました。今年度中の早期導入ということで、ご回答いただきましてありがたく思います。くまなびの日は不登校支援や家庭での学び、体験活動など多様な学びを認める制度であります。熊本県内では、私調べではありますが令和8年3月現

在45市町村のうち熊本市を始め21市町村がすでに導入をしており、令和8年度中の実施予定は南阿蘇村、津奈木町の2町村ということであります。各市町村教育委員会の判断により、実施する自治体、実施しない自治体があることを私自身、町民とのざっくばらんな座談会等でお話をお伺いするなかで初めてこのことを認識いたしました。また、繋がりのある1人親家庭やボランティア活動関係への保護者の皆様を対象に自主のアンケートを実施しております。その結果については教育委員会、課長のほうに共有ということで資料をお渡ししておりますけれども、アンケートの回答でこの制度を知らなかったと、当然かと思えます。本町には導入してないので制度を知らなかった、この制度があったら利用したいという回答が過半数を占めておりました。保護者の関心の高さも伺いました。一方で、学習の遅れや友人関係などを心配する保護者の声も寄せられております。制度導入にあたっては、子どもたちが安心して利用できるよう保護者や学校現場の十分な周知を図るとともに学習面や子どもたちの人間関係、子どもたちの心理的な配慮をお願いしたいと思います。また、導入後においてもご答弁にありましたように利用状況や保護者、児童生徒の声を丁寧に把握し、必要に応じて検証と改善を重ねながら、子どもたち一人ひとりの多様な学びを支える制度として育てていただくことをお願いし、このくまなびの日についての質問は以上とします。

次の質問に移ります。2点目です。部活動地域移行・展開委託事業についての質問であります。

質問の要旨としましては、子どもたちの将来的なスポーツ環境を左右する重要施策であり、持続可能なかたちになっているのか。不公平性、透明性、説明責任の確保が強く求められていると思えますけれども、この移行の事業について保護者や一部の部活動関係者より、よくわからないという声が多く聞こえてきました。近隣の町は慎重に進めるということで移行には時間を要すると決定したそうでもありますけれども、本町はこの4月、詳しくお尋ねすると7月8月ぐらいの開始ということをお伺いしておりますけれども、本年から実施すると伺っております。本町のこれまでの移行状況等をお尋ねしたく思うんですが、1点目、検討委員会の構成、役割及び議事録の有無について。2点目、当該委託事業の募集から採択までの流れについて。3点目、事務局及び検討委員会委員と採択団体との関係性確認について。4点目、公平性・透明性確保の観点から町として今後どのように説明していくかについて。5点目、部活動地域移行における持続性の観点からの課題等などをご答弁いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○社会教育課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本社会教育課長。

○社会教育課長（西本幸弘君） 社会教育課長の西本です。ただいまの穴井議員の質問にお答えします。

本町における中学校の部活動地域展開につきましては、国のガイドライン、県の推進計画に基づき検討を重ねてまいりました。具体的には昨年度、検討委員会の設置、ニーズ等把握のための小・中学生及び保護者、中学校の先生を対象としたアンケート調査の実施、アンケート結果を踏まえた「嘉島町部活動地域移行推進計画」の策定などを行っております。

運営団体の選定につきましては、活動の理念、実績、ノウハウ、研修の実施状況も勘案し、嘉島町総合型地域クラブに委託をしました。運営団体については選定理由も併せて推進計画のなかに記載をしており、また、アンケート結果や推進計画は町のホームページに掲載していることから公平性や透明性は確保していると考えます。

現在の取組みとしては、今年8月から指導者の確保が見込める4つの部活動の土日・祝日の活動について地域部活動への展開を進める予定です。4月に検討委員会、5月には保護者説明会を開催し、課題の整理や今後の方向性の周知を図っているところです。また、地域展開後も各関係機関との情報共有や課題解決に向けた連絡会議を開催し、活動の充実を図っていきます。

国は令和8年度から13年度までを改革実行期間として、期間内に原則すべての部活動の休日の地域展開を目指しています。本町としてもまずは休日の地域展開から進め、体制が整い次第、平日の地域展開も進めていきます。また、検討委員会の構成役割につきましては、委員として12人以内で組織することになっておりまして、スポーツ団体関係者、文化団体関係者、小・中学校代表、保護者代表、学校体育団体関係者、教育委員会関係者、その他教育委員会が適当と認めるものということになっております。所掌事務としましては部活動の地域移行のあり方に関することや地域のスポーツ団体、文化団体との連携による持続可能な部活動環境の整備に関することなどが掲げられているところです。以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 詳しくありがとうございました。

部活動の地域展開は子どもたちの将来のスポーツ環境を左右する重要な施策であり、持続可能性ととも

に公平性、透明性、責任の確保が求められるものと考えております。答弁のなかにありました地域移行検討委員会設置要綱なども見させていただきました。ありがとうございました。上益城郡5町において、本町は今まで多くの施策など周囲自治体の動向を踏まえながら政策を進めることが多いなか、今回の地域展開事業については昨年度に検討委員会を設置されて協議が行われ、一方で当初予算にはすでに関連予算が計上されております。いつも周りの動向を見ながらという本町でありましたけれども、今回前のめりの、積極的な印象が私にはございます。答弁にありましたように、令和13年までの改革実行期間となっておりますけれどもかなり積極的だのと、開始されたのが。周りの町などは慎重に進めてるといふなか、積極的に開始されることになったのもちょっと意外だったなというところでもあります。

町民や保護者のなかには検討委員会の設置もありながらも、委託先や事業内容があらかじめ決まっていたのではないかと疑念や公平性に対する不安の声も聞かれるようになりました。そこでこの質問になったわけです。また、実施された保護者アンケート結果を見ますと、会費、送迎、指導者の確保など不安や懸念を示す意見が多数寄せられておりまして、それもホームページ上に載っております。寄せられているのも私拝見しております。それらがどのようにこの事業に反映されたのかについて十分な説明がなされているとはいいがたい状況であります。5月28日に関係保護者に向けて説明会が実施されたということは私も承知しております。さらに指導者として、検討委員会に選出されておられました方からも全体像や進め方がよくわからなかったと声が聞かれております。委員間における情報共有や合意形成のあり方、さらには検討過程の透明性についても検証が必要ではなかったかと考えます。委託先となった嘉島町総合型地域クラブはこれまで社会教育や地域活動の分野で積極的に取り組まれており、その活動を否定するものではありません。むしろ大変お世話になり、ありがたいと私自身も思っております。しかながら、事業の進め方や検討過程について十分な説明がなされなければ結果として団体に対しても不必要な批判や誤解が生じることになりかねません。行政としては委託先の選定過程や検討委員会の役割、保護者のアンケートの反映状況などについて、丁寧な説明責任を果たすことが繰り返しのようになりますけど重要であると考えます。

さらには先ほど検討委員会は12名で構成されておりますということでございました。委員の選任にあたり、その他教育委員会が適当と認めるものとして選任された方々、ちょっとお名前が分かりませんけれども、学校関係者だったりスポーツ団体関係者だったりということでもありますけれども、その他教育委員会が適当と認めるものというちょっと漠然とした書き方なので、その方がどの方に当たるのかがちょっと分かりませんが、そこを共有していただければありがたいかなと思います。

また、町民の不審とされます委託先となる団体の事務局が検討委員であったり、その検討委員会の中ですでに決まっている等の発言があったとすれば、これは町民の方からのお話を私が伺ったもので信憑性は分かりませんが、すでに決まっているとの発言があったとすれば、この説明を求めるに値する論点だと考えます。そこでさらにお尋ねなんですけれども、検討委員会は事業の方向性や委託方法を含めて幅広く検討する場であったのか、それとも規定方針について意見を聴取する場であったのか。また、委託先関係者が委員として参加することについて、公平性や利益相反の観点などからどのような整理を行っていたのか。さらに委員会での意見や保護者アンケートの結果が事業内容や委託先の決定にどのように反映されたのか伺います。

現に4つの部が移行されたと伺っております。バトミントン部、野球部、陸上、水泳部、サッカー部については廃部というふうに聞いておりますけれども、吹奏楽部などがあると思います。それらについて移行できてない理由は指導者の確保なんでしょうか。理由は何なんでしょうか。お答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○社会教育課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本社会教育課長。

○社会教育課長（西本幸弘君） ただいまの穴井議員の質問にお答えいたします。

まず、検討委員会ですけれども昨年度4回開催をしております。そのなかで今後の進め方でありましたり、アンケート調査の内容、そういったものを検討委員の皆様でご審議をいただき、アンケート調査まで実施をしております。アンケート結果がまとまりまして、集計をしたうえで、2回目の検討委員会でご報告をさせていただき、3回目の検討委員会で推進計画の案というものをお示しいたしました。そちらでご協議いただいたなかで、この推進計画ということでご承認をいただいたということになるかと思います。4回目の検討委員会においては、移行する部活動の案であったり、会費とか保護者説明会をどうするかというようなことを検討しております。それからまだ移行できてない部活動の状況についてということでもよろしかったですかね。そちらについても、まだ初めてのことでちょっと手探りという部分もあるんですけど

れども、まずは指導者の確保が見込める4つの部活動。男子女子のバレーと女子バスケット男子ソフトテニス、この4つの部活動の土日、祝日の移行をまずやろうというのが今年の計画でございますので、ご理解をいただけたらと思います。以上で答弁終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 先にも言ったように、この件に関してすごく前のめりというか積極的に開始された状況でありながらも、指導者がまだ確保されてない部活動が多くあるというところが少し私もちょっと不審と言いますか懸念した状況でありまして、当初予算628万4,000円予算を計上してございます。で、部活動指導員報酬が208万5,000円について、これについては先ほど確認させていただきましたら平日の4名の指導員の報酬だということを確認できております。628万4,000円については採択された委託先への委託料ということになるかと思います。考えますと、4名の指導員で208万5,000円ぐらいの予算計上で628万4,000とすると400万円程度が何かしらの、これは想像でしかないんですけども400万円ぐらいが事務局が何かしらの手数料的な委託料的なかたちになるのかなと思ったところでありまして。最後になりますけれども、昨日もこの件について、移行されてない部活動の保護者と対談と言いますか、お話を聞くことができました。子どもたちの部活は今後どうなるんでしょうかねという不安がまだ拭えてない状況であります。部活動の地域展開は子どもたちや保護者、指導者など幅広い関係者と理解と協力がなければ成り立たない事業であります。誰が真ん中なのかと、子どもたちを真ん中にして部活動を行う生徒を真ん中にして、しっかり考えていただきたく、よろしく願いますということで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、穴井議員の質問を終わります。続いて、7番 満田 和浩議員の質問を許します。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） お疲れ様です。7番 満田より2問の一般質問を行います。

下水道事業の展望はということで、質問の要旨としまして、下水道は家庭や工場・事業場から発生する汚水を下水処理場に集めて処理することにより、海や川の水質を良好に保つという大きな役割がありますが、地下水をすべて水道水源として利活用する我が嘉島町にとって、公共用水域の水質保全に資する公共下水道は他の自治体に増して重要な公共施設と認識しております。そこで、本町の現状を踏まえ、本事業の3点についてお尋ねです。

1点目は、特定施設等に関する管理、違法行為等の懸念される点はないか。2番目に、災害や渇水、地下水汚染等不測の事態への対応方針。3番目に、将来的な老朽化を含めた財政負担への見通しはいかなるのか。以上、お尋ねします。

○水環境課長（吉本博志君） 議長。

○議長（境野隆文君） 吉本水環境課長。

○水環境課長（吉本博志君） 水環境課長の吉本です。7番 満田議員の質問にお答えします。

下水道事業は生活環境の改善、公共用水域の水質保全そして公衆衛生の向上に不可欠な社会基盤であり、本町におきましても、その重要性を深く認識し、事業を推進しております。平成14年度に事業着手し、平成17年度に供用を開始して以来、嘉島浄化センターを中心として町内全域を対象に整備を進め、令和6年度末時点の下水道普及率は78.9%となっております。

まず1点目の質問についてですが、下水道法において特定施設を設置する特定事業場からの下水について、法令の基準に適合しないものを公共下水道に流入させてはならないと規定されております。本町では嘉島町下水道条例に定める水質基準の遵守状況を適切に管理・監督しており、現時点におきまして特定事業場からの排水に関する違法行為や、それに起因する懸念される事象は確認されていません。

続きまして2点目の質問についてですが、下水道事業において不測の事態への対応は事業継続性の観点から極めて重要であると認識しております。災害対応につきましては平成28年熊本地震の経験を踏まえ、平成31年4月に策定し、適宜改定を行っている嘉島町下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）により、災害発生時にも下水道機能を損なうことなく業務を継続できる体制を構築しております。渇水や地下水汚染につきましては、地下水を利用している嘉島浄化センターにおいて現時点で懸念される問題は発生しておりませんが、将来的な気候変動等による影響も考慮し、周辺自治体と連携しながら地下水保全や水質の監視に努めてまいります。

次に3点目の質問についてです。下水道事業は長期にわたる施設整備と維持・管理が必要であり、将来的な老朽化に伴う更新費用や、それに伴う財政負担の見通しについては重要な課題であると認識しております。財政面においては令和7年度から令和16年度までを計画期間とした「嘉島町公共下水道事業経営戦略」に基づいた収支計画により安定的な財政基盤の維持に努めております。

供用開始から20年を経過し、浄化センターやポンプ場の機械及び電気設備は標準耐用年数を超えていることから、今後は計画的な改築・更新が必要です。また、下水道普及率の高まりによる処理水量の増加に伴い、現在、浄化センターの3系列目の整備を進めており、未整備区域への管渠の整備も引き続き進めていく必要があります。

国は令和8年度末の汚水処理概成を目標としており、強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けた取組みを推進していることから、本町におきましても国の動向を注視しつつ、将来的な財政負担の軽減に向けた方策を検討してまいります。

今後も持続可能な下水道事業の運営を目指し、町民の皆様の安全・安心な暮らしに貢献できるよう努めてまいります。以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） ありがとうございました。

令和6年度末の時点での下水道の普及率が78.9%ということは現状は、鍋田町長の町政報告にもございましたが、もう80%以上の普及率と判断して良いということですかね。投資効果を有効にするためにも未接続世帯の接続依頼を改めて認識いただくことも重要だと考えます。まず1点目の条例に定める水質基準の遵守状況を適切に管理・監督されて、現時点では特定事業者からの排出に関する違法行為やそれに近似する懸念される事象はないということで安心しましたが、過去において他自治体なんですけれども、違法排水だったり、民間による不正排管、指定工事店による法令違反手続等も発覚しております。再度注視しつつ、関係先においては刑務を含めた徹底も改めてお願いしたいと思います。

2点目の不測の事態に対応は第6次嘉島町総合計画の中でも生活環境の向上の枠組で本町の今後の課題として明記してありますから、平成31年に策定された下水道事業業務継続計画においても具体的な法策が示されてはいるものの、10年前の熊本地震においてもマンホールが損傷・破損するとか等の事例もありましたが、住民生活を脅かすような重大な損害までは及んでおりません。課題として、経験がない事案が発生した際に施設や備品などのハード面の充実が今後においては望まれるのではないのでしょうか。

それと3番目の財政負担に関しては長期にわたる施設整備と維持・管理、老朽化に伴うリスクを認識されて、特に国が示す令和8年度末の汚水処理概成を目標としているということで恒久的補助金の不透明さを危惧されると推察します。将来的に財政負担を軽減する検討課題があるようですので、町独自の収益モデル等の確立も必要かと考えます。例えば全体的な使用量の改定、特定事業所の排水量に応じた負担金の改定などが挙げられますが、物価高の折、柔軟な対応が望まれます。新しい試みとしては極端な意見かもしれませんが、排水量に限らず地下水の給水量に関しても特に特定事業所に関しては、価値観を理解していただくとともに企業の社会的責任、CSR活動と言いますけれども、その一環として使用量に応じた給水料金検討も視野に入れるなど持続可能な財政安定に努めていただきたいと提言して、次の2問目の質問に入ります。

2問目はシェアサイクルサービスの取組みはということで、質問の要旨としまして都市部に行かされると、赤い自転車が駐輪場とかに置かれているのを近年よく見られるようになりました。いわゆるチャリチャリと呼ばれ、本県においても熊本市、菊陽町、天草市等で採用されているようです。専用アプリの使用決済を行い、分単位で近距離の移動が特徴で本町の地理的環境及び熊本市との連携や通勤・通学手段の活用として有効であると考えます。渋滞緩和や排ガス軽減等、環境面・健康増進まで幅広くメリットがあるので検討してはいかがかと思っておりますので、ご回答よろしく申し上げます。

○企画情報課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（境野隆文君） 藤本企画情報課長。

○企画情報課長（藤本賢二君） 企画情報課長の藤本です。よろしくお願ひいたします。7番 満田議員のご質問にお答えいたします。

シェアサイクルにつきましては近年、都市部で導入も広がっており、議員がおっしゃるとおり、通勤・通学の手段や渋滞の緩和、また環境面なども含めまして幅広い効果が期待される事業であるというふうに考えております。本町におきましては、人が集まるハブ的施設としてバスターミナルがありますので、検討

の余地は十分あるかと思っております。シェアサイクルが導入できるのか、この取組みについて今後検討して参ります。

検討にあたりましては、まず町としてどのような目的で導入をするのか。ここを明確にする必要があるかと思っております。次に拠点をどこに置くのか。事業運営にかかる費用の算出などを検討することになります。

例えばになりますが、生活利便性の向上のために通勤・通学をターゲットとした場合、観光やレジャー施設を活用する場合は、拠点や自転車の数も異なりますので、当然経費も異なりますし、この他にも本町の地域課題に対しまして、シェアサイクルの導入が解決手段となるのかなどを検討していくなかで、やはり導入目的を明確にする必要があるかと思っております。

このほか当然ではありますが、ニーズの確認と上位計画との整合性、またルール決めなど条例化をするのか、また民間事業者との連携、民間事業者の活用、そのようなことも踏まえながら、また視野に入れながら持続可能な運営スキームの構築についても並行して、検討してまいりたいと思います。検討結果につきましては、経過を追いながら議会に対しまして、しっかり報告をしてまいります。以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 簡単であるうえに説得ある答弁感謝します。もちろん手続上、明日から実行されるものではありませんが、議会に対しても報告してまいりますと締めていただきました。プロセス上で大切なことです。今回の質問は町民生活の利便性向上が一番の目的だと思いますけれども、熊本都市圏としての本町の地理的好条件と自治体間の連携を強みに、実現に向けて検討してみてください。ちなみに私のイメージは嘉島町を中心におよそ10km 圏内の該当者が通勤手段の一つとして、またマイカーとバスの併用、組み合わせによる交通インフラの多様化、健康増進、家庭内のサイクリング等コミュニケーション手段にまで及ぶ良いことしかありません。イオンモールをはじめリバゾンや南工業団地には多くの町内外の方が従事され、熊本市と嘉島町は渋滞問題もあり、交通の便が良いとは決して言えない状況の打開策としても喜ばれると思います。観光・レジャーに関しては、本町はちょっと後手に回るかもしれませんが、役場職員もすでに電車通勤等を実践されてる方もいらっしゃいますけれども、率先して利活用されることと環境・健康増進の見本として町民に対しても大きな模範や理解につながります。まずはマーケティングリサーチとして町内事業所関連の協力体制の構築をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、満田議員の質問を終わります。続いて、2番 木下 武議員の質問を許します。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） 2番 木下です。私のほうからは嘉島町の避難体制について質問させていただきます。

昨年度の議会において、私は嘉島町の避難体制について質問を行い、町からは今後検討していくとの回答がありました。しかし、近年は全国各地で豪雨災害や地震が頻発しており、災害は行政の準備を待ってくれません。特に本町では洪水時に使用できない避難所や条件付きとなる避難所もあり、町民の皆様から「本当に避難できるのか」「どこに行けばいいのか分かりづらい」といった不安の声が聞かれています。そこで、昨年度の一般質問以降、避難体制についてどのような検討・見直しを行ったのか。町民の命を守るためには、検討中で終わらせるのではなく、具体的な行動と見えるかたちでの対策が必要だと考えます。町の考えを伺います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 2番 木下議員の質問にお答えします。

昨年12月定例会での木下議員の一般質問の答弁におきまして、ハザードマップを使用した災害対応についてご説明させていただきましたが、わかりにくい等のご意見もいただきました。そこで今年度におきまして、「マイ・タイムライン」の作成に力を入れていきたいと考えています。この「マイ・タイムライン」とは、特に水害の際の避難において、自宅からどの道を行けば安全に避難場所に行けるかの把握や、どのタイミングでどこへ逃げるかを警戒レベルの上昇に合わせて事前に決めておく必要があり、個人個人の避難において非常に有効な手段となります。広報紙や町ホームページで積極的に作成を呼びかけ、住民の一人ひとりが水害時に命を守る行動をとっていくことができるよう各地区の自主防災組織、消防団及び防

災士の方々のご協力をいただき、ご意見などを参考にしながら「マイ・タイムライン」の作成を推進したいと考えております。

また、今年7月に各行政区の自主防災組織等を対象にした講習会を熊本県からの講師を招いて開催する計画を立てております。その講演の内容にもマイ・タイムラインの作成支援等ありますので、議員の方々にもぜひご参加いただき、地域防災力の強化にお力添えをいただければと考えております。

また、住民の皆様が気象情報や河川情報を容易に閲覧できるように町のホームページに防災情報のページを作成しました。昨年12月に町のホームページ上に外部リンクを設け、気象情報や河川の水位、雨量、ライブカメラの情報がご覧いただけるよう設定しております。これらの情報源は気象庁、国土交通省及び熊本の統合型防災情報システムになりますが、各サイトにアクセスせずともこのページから情報を収集することが可能になりますので、町民の方々の情報収集にお役に立てればと思います。

次に洪水時での避難場所になりますが、町地域防災計画で指定避難所を10カ所、うち平屋建ての2カ所を除き、比較的高台にある3カ所を追加し、風水害の緊急避難場所を11カ所位置づけています。災害の状況に応じて、より安全に避難できる施設から緊急避難場所として開設していくことになります。近年、車両での避難の需要が高まっておりますが、現在サントリービール株式会社及びイオン九州株式会社と一時避難場所の提供について協定を締結しており、サントリーについては普通自動車約190台が車両避難できるスペースとトイレに加え、飲料水の供給も可能です。これらの協定を積極的に活用して安全確保に努めていこうと考えておりますが、新たに設置することにつきましては町の財政状況等考慮し、一番適した時期に適した方法により設置できればと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） ご回答ありがとうございました。

昨年的一般質問以降、検討いただいたことについてはよくわかりました。まず、ホームページ上の災害情報についてですが実際に確認してみたところ、必要な情報にたどり着くまで少し分かりづらい印象を受けました。災害時は高齢者の方も含め、多くの町民が不安ななかで情報を探されますので、誰でも迅速かつ直感的に必要な情報へアクセスできるようさらなる改善をお願いします。次に車両での避難場所についてですが、昨年の豪雨を振り返ると災害は行政の準備や計画を待ってはくれません。嘉島町は四方を河川に囲まれており、一度堤防の決壊や越水が発生すれば町全体に大きな影響が及びます。昨年8月の豪雨ではその危険性を改めて実感したところです。町として緑川や御船川をはじめとする河川改修や堤防強化について、これまで国・県に対してどのような要望活動を行ってきたのか伺います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） ただいまの木下議員の質問にお答えします。

まず、ホームページ上での災害情報のページについてになりますが、誰でもすぐにアクセスできるように改善を検討したいと思います。

次に河川改修等の要望になりますが、私も昨年の8月豪雨での状況を目の当たりにして非常に危険だと認識しました。そこで先日、熊本河川国道事務所長に口頭で依頼を行ったところです。現在、緑川沿線におきまして、国道445号は4車線化に拡幅されておりますが、それより西側の熊本嘉島線におきましては2車線の堤防道路となっております。ここから国道3号までの区間を4車線化することで堤防が強化され、さらに県道田迎木原線からのアクセスの強化も図られます。

併せて堤防決壊のリスクも軽減されることから、企業誘致にも有利になると考えますので、緑川流域自治体と協力し、積極的に国へ要望して参りたいと思います。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） ご回答ありがとうございました。

緑川沿線の堤防道路を4車線化することは、集落内への通過交通を抑制し、特に下仲間、上仲間、高田地区の生活道路の安全確保につながるだけでなく、企業誘致や地域経済の活性化、さらには堤防機能の強化による浸水被害の軽減など防災・減災とまちづくりの両面で大きな効果が期待できる重要な事業であると考えます。

また近年は国において、防災・減災・国土強靱化に向けた各種施策が進められております。本事業は嘉島町単独で実施する事業ではなく広域的な防災機能の強化や交通ネットワークの整備を目的とした、国・

県事業として取り組むべき重要な事業であると考えます。嘉島町の将来を見据えた基盤整備として、国や県としっかり連携を図りながら、防災・減災・国土強靱化の観点からも国・県事業として1日でも早い実現に向け、町として積極的な要望活動を続けていただくことを強く要望いたします。これで私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、木下議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終了します。
ここで、5分間の休息をとります。

休憩 午後2時55分

○議長（境野隆文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

議案第34号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第3号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第34号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第3号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第35号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第4号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第35号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第4号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第36号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 時間いただきます。議案第36号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてですけれども、勉強会のときにお知らせいただいて、このいじめ問題調査委員会、日額が1万500円、1万円。再調査委員会が1万500円、1万円。これを下のように数字がなくなり、予算の範囲内で町長が定める額。予算の範囲内というところと町長が定める額というところが少し私には理解が難しい。どのようにでも解釈ができるのかなというところに少し懸念がありましたので質疑させていただきます。地方自治地法第203条2の第5項で報酬や費用弁償の額と支給方法は条例で定めなければならないと

いう法が記載されているということで、今回の嘉島町の条例案との関係と言いますか、会長が1万500円、委員が1万円が予算の範囲内で町長が定める額とすることが、この5項に条例で額と支給方法は条例で定めなければならないという要件を満たしているのかというところが疑問で質疑をさせていただきます。

懸念するところなんですけれど、これについて上限が書いてあるわけでもなく、ここに予算の範囲内という本当に大雑把と言いますか、予算がどれだけのかがちょっと検討が付きませんが、町長が定める額と。町長の裁量で決定するような印象がありまして、その制度上の懸念として考えられると。町長が定められる額の基準があるのか上限があるのか、他市町の例はどうか、そういったところを少し鑑みる必要があるということです。何回も繰り返しになりますけれども、この地方自治法第203条2の5項に当たる部分、報酬や費用弁償の額と支給方法は条例で定めなければならないという額と支給方法ということで、額と書いてありますのですべてを町長に委任する、裁量にすぎないのではないかとこのところの質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 学校教育課長の中富です。穴井議員の質疑にお答えいたします。

地方自治法との整合性につきましてはすいません。事前にお知らせいただけなかったもので。整合性についてはちょっと確認できておりませんが、本条例の改正につきましては勉強会、議会運営委員会でご説明いたしましたけれども、本委員会の性質として中立的な立場で意見を求めることになっていることから、町や学校と利害関係がある方には委嘱ができないこととなっております。そのため、さまざまなそれぞれの専門家が所属する職能団体に推薦依頼をお願いすることになります。推薦していただくにあたり、こちらからの報酬金額を提示したうえで推薦していただくこととしておりましたが、今回ある職能団体より一定金額以上の報酬を推薦条件として提示されました。さらに今後、提示金額の上昇や他の団体からのこのような申し入れが提出されることも想定されます。これも重ねてになりますけれども、本委員会の性質上できるだけ迅速な対応が求められるということと、より専門的な意見を求めることになるということから今回の提案とさせていただきます。職能団体が示す提示金額の根拠や委員が担うそれぞれの立場における本委員会での業務量を考慮したうえで委員会と委嘱をお願いする委員との間で報酬に関して協議を十分に行ったうえで、正式な委嘱を行う予定とさせていただいております。以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） おっしゃるとおりだと思います。けれども、私の懸念とするところは今まで委員という立場の方は1万円、会長が1万500円ということで、今後、弁護士だったりいろいろな士業の方はやはり社会通念上と言いますか、一般職の方よりも報酬が高うございます。なので、ほかのソーシャルワーカーの委員さんとかと比較すると大きな差が出てくるのかなと思うわけです。例えばですけれども、ソーシャルワーカーの方が1万円だったとすると、先ほどおっしゃったように報酬の最低ラインを申し出られたというようなお話でありましたけれども、これに加えて弁護士の方であれば5万円というような数字になった場合大きな開きがあるので、そこを考えた場合、委員という同じ立場でありながらも大きな差が出るというところはいかがなものかなと。委員の職種や資格によって大きな差が出るという可能性があるということが違法ではないにしてもちょっとどうなのかなというところがご時世だったりとかですね。これを一部の条例を改正するというので、ここに数字を載せてしまうとその委員の方が見られたときに、不公平とかそういうのを感じられるというようなお話でありましたけれども、それもそうだなというところも感じます。何かしらこういう予算範囲内で町長が定める額という大きく条例に記載してしまうと例えば、不合理と言いますか、私たち議員が見た時にこの数字は何だという立場でありながらも条例でこういうふうに書くことが決議されたじゃないかということで、私たち議員が意見が言えないような事態になってしまうことを恐れております。今後どのようなふう採決されるか分かりませんが、私の反対というよりは一回もう少し慎重に考えて、ここの表記を少しどうにか変えることはできないかというような提案も含めさせていただいて、質疑とします。よろしくお願いします。回答は求めません。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第36号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立する者あり〕

○議長（境野隆文君） お座りください。反対の方の起立を求めます。

〔起立する者あり〕

○議長（境野隆文君） 賛成8名、反対1名となりましたので、賛成多数となりましたので、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第37号 嘉島町空き家等の適正管理に関する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第37号 嘉島町空き家等の適正管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第38号 東部台地土地地区画整理事業擁壁設置工事（1－1工区）その1請負契約の締結についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第38号 東部台地土地地区画整理事業擁壁設置工事（1－1工区）その1請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第39号 令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第39号 令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑・討論・採決を終結します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議員派遣の件について

○議長（境野隆文君） 日程第3 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び嘉島町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から次期定例会までの間における議員派遣については、お手元に配付のとおりであります。

日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。なお、緊急を要する場合は必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣表のとおり派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（境野隆文君） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

しばらくお待ちください。

ただいま、町長から諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、諮問案第1号は追加日程第1として議題とすることに決定しました。

諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、意見を求める。

記

氏名 牛嶋 たけ子

生年月日 昭和26年4月3日

住所 嘉島町大字北甘木2124番地1

令和8年6月11日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 人権擁護委員の牛嶋たけ子氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。

お諮りします。本案は町長より提案のとおり適任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。

よって、諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、意見書のとおり適任とすることに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

ただいま、町長から諮問案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、諮問案第2号は追加日程第2として議題とすることに決定しました。

諮問案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 諮問案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、意見を求める。

記

氏名 松山 昌紹

生年月日 昭和31年7月3日

住所 嘉島町大字上島1908番地3

令和8年6月11日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 人権擁護委員の松山昌紹氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。

お諮りします。本案は町長より提案のとおり適任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。

よって、諮問案第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、意見書のとおり適任とすることに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

ただいま、町長から諮問案第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、諮問案第3号は追加日程第3として議題とすることに決定しました。

諮問案第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 諮問案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、意見を求めるものであります。

記

氏名 鶴田 尚子

生年月日 昭和38年7月30日

住所 嘉島町大字上島2689番地2

令和8年6月11日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 人権擁護委員の藤瀬幸廣氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるので、後任として鶴田尚子氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。

お諮りします。本案は町長より提案のとおり適任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。

よって、諮問案第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、意見書のとおり適任とすることに決定いたしました。

これにて、質疑・討論・採決を終結します。

以上で、本定例会の会議に付されました案件はすべて終了しました。会議を閉じます。

これにて、令和8年第2回嘉島町議会定例会を閉会します。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催しますので、よろしくお願いします。

閉会 午後15時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員

嘉島町議会会議録

令和8年第2回 定例会

令和8年7月発行

発行人 嘉島町議会議長 境野 隆文
編集人 嘉島町議会事務局長 増永 貴士

